

平成24年3月第1回八街市議会定例会会議録（第4号）

1. 開議 平成24年2月24日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 長谷川 健 介
- 2番 鈴木 広 美
- 3番 服 部 雅 恵
- 4番 小 菅 耕 二
- 5番 小 山 栄 治
- 6番 木 村 利 晴
- 7番 石 井 孝 昭
- 8番 桜 田 秀 雄
- 9番 林 修 三
- 10番 山 口 孝 弘
- 11番 小 高 良 則
- 12番 川 上 雄 次
- 13番 中 田 眞 司
- 14番 古 場 正 春
- 15番 林 政 男
- 16番 新 宅 雅 子
- 17番 加 藤 弘
- 18番 京 増 藤 江
- 19番 右 山 正 美
- 20番 丸 山 わき子
- 21番 湯 浅 祐 徳
- 22番 鯨 井 眞佐子

1. 欠席議員は次のとおり

な し

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

| | | |
|-------|---|---------|
| 市 | 長 | 北 村 新 司 |
| 教 育 | 長 | 川 島 澄 男 |
| 総 務 部 | 長 | 浅 羽 芳 明 |
| 市 民 部 | 長 | 加 藤 多久美 |

| | |
|-----------------|---------|
| 市民部参事(事)国保年金課長 | 石 毛 勝 |
| 経 済 環 境 部 長 | 中 村 治 幸 |
| 建 設 部 長 | 糸 久 博 之 |
| 会 計 管 理 者 | 江 澤 弘 次 |
| 教育委員会教育次長 | 長谷川 淳 一 |
| 農業委員会事務局長 | 藤 崎 康 雄 |
| 選挙管理委員会事務局長 | 小 出 聰 一 |
| 監 査 委 員 事 務 局 長 | 麻 生 和 敏 |
| 財 政 課 長 | 吉 田 一 郎 |
| 介 護 保 険 課 長 | 宮 崎 充 |
| 下 水 道 課 長 | 藏 村 隆 雄 |
| 水 道 課 長 | 醍 醐 文 一 |
| 学校給食センター所長 | 石 川 孝 夫 |
| 学 校 教 育 課 長 | 山 下 和 代 |
| 総務部参事(事)総務課長 | 小 出 聰 一 |
| 厚 生 課 長 | 石 川 良 道 |
| 農 政 課 長 | 加 瀬 芳 之 |
| 建設部参事(事)道路河川課長 | 勝 股 利 夫 |
| 庶 務 課 長 | 勝 又 寿 雄 |

+

+

.....

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

| | |
|---------|-----------|
| 事 務 局 長 | 森 田 隆 之 |
| 副 主 幹 | 廣 森 孝 江 |
| 主 査 | 小 川 正 一 |
| 主 査 補 | 吉 田 美 恵 子 |
| 主 査 補 | 須 賀 澤 勲 |

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程(第4号)

平成24年2月24日(金)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

○議長（鯨井眞佐子君）

ただいまの出席議員は22名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、2月23日までに受理した要望1件につきましては、その写しを配付しておきました。

次に、石井孝昭議員より、一般質問参考資料の配付依頼があり、許可しましたので、配付しておきました。

以上で報告を終わります。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

傍聴の方に申し上げます。

傍聴人は傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは禁止されています。

なお、議長の注意に従わないときは、地方自治法第130条の規定により、退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

順次質問を許します。

最初に、誠和会、石井孝昭議員の個人質問を許します。

○石井孝昭君

おはようございます。誠和会、石井孝昭でございます。開かれた議会という趣旨の中で、ただいま議場コンサートが開かれました。開会前に実住小学校の生徒代表の上手な歌声を聞かせていただきまして、本当にありがとうございます。とても、すがすがしい空気を入れていただいた中、平成24年度当初予算を編成する大事な議会となる、その責任を感じながら、私の質問に入らせていただきます。

質問事項1. 安心安全な街づくりについてご質問いたします。

質問要旨（1）防災力の強化について。災害時相互応援協定についてご質問いたします。

間もなく、あの東日本大震災の惨事から1年を迎えます。国や県では地域防災計画の見直しが進められており、千葉県では先般、県防災会議の中で、計画修正の基本計画案をまとめられました。

また、昨日は県議会の代表質問の中で、県は地域防災計画の修正時期を前倒しし、今年度夏までに見直す意向を示されました。そのような中、各自治体では、次に起こるであろう大規模な災害に備えて、他県の自治体などと災害時相互応援協定を結び始めております。これは、いずれかの市で大規模な災害が発生した際、自主的に物的、人的、金銭的に支援を双方間で行う協定でございます。

千葉県では、1月に東金市が長野県安曇野市と、松戸市が2005年5月に埼玉県さいたま市と結んでおりましたが、今年に入り、愛知県小牧市と富山県高岡市、鳥取県倉吉市の3

市と、災害時相互応援協定を締結いたしました。やはり、災害時には食料や飲料水、生活必需品の提供、救出、医療救護、防疫などの応援活動、施設の応援復旧など。また、平常時においても、自治体間で災害対策に関する情報交換が必要という観点からではないでしょうか。

また、一方では民間の事業者との災害時相互応援協定も重要なことと考えます。

そこで、お伺いいたします。

大規模な災害に備えて、他県、他市の自治体などと、災害時相互応援協定を結んでいくお考えはいかがか。また、生活に欠かせない業種や他団体と災害時相互応援協定を結んでいくお考えはいかがか、お伺いいたします。

続きまして、緊急速報エリアメールの運用についてご質問いたします。

災害時に避難場所などの緊急情報を市民に伝える手段また、提供するサービスとして、緊急速報エリアメールが注目されております。エリアメールは、事前登録は必要とされず、携帯電話のエリアメール対応機種を持っている人なら誰でも受信できるシステムです。隣の東金市では今月からNTTドコモと運用を開始しており、KDDIは今月29日から、またソフトバンクモバイルとは申請手続中とのこととお聞きしております。また、大網白里町では、2月1日よりNTTドコモとのエリアメールの運用が開始されました。

地震などの災害時に、市の防災無線や広報車などに加え、3社のメールサービスにより、市からの災害情報が一斉配信されることは、多くの市民に速やかに情報を伝えられる大変有効な伝達手段ではないかと思えます。

NTTドコモやKDDI、ソフトバンクモバイルなどの携帯電話各社と本市との間に、地震や災害などの発生時に避難所情報や避難勧告、避難指示を一斉送信する緊急速報エリアメールの運用の仕組みを導入してはいかがか、お伺いいたします。

続きまして、防災教育についてご質問いたします。

今年に入り、千葉県教育委員会は、教職員に向けた重要施策を示した2012年度の「学校教育指導指針」を策定いたしました。これは、新学習指導要綱や県教育振興基本計画「みんなで取り組む教育立県ちばプラン」に基づき、幼稚園・小・中・高・特別支援の各学校ごとに取り組む重点施策を示しております。

その中では、東日本大震災を受け、新たに防災教育の視点を盛り込み、学校ごとに危機管理マニュアルの見直しを促し、家庭、地域社会、市町村と連携した災害に強い学校づくりが織り込まれました。

子どもの発達段階に応じた安全教育、危険を予測・回避する能力、自他の命を大切にする心の育成といった、これまでの項目に加え、災害への日常の備え、的確な行動ができる能力の向上、学校、地域の防災教育を大切にするなど、防災意識の高揚を図ることを目的としております。

県教育委員会指導課は、「大震災の教訓を踏まえ、避難訓練などの体験的活動を地域とともに連携して積極的に実施していただきたい」としております。

そこでお伺いいたします。

県のこの指針を踏まえ、八街市として学校ごとに危機管理マニュアルを作成するなどの防災教育の指針を作成していくお考えはいかがか。内容も含めてお伺いいたします。

続きまして、「防災士」制度についてご質問いたします。

八街市において予想される大規模自然災害は、大地震による災害が大であると思いますが、平成7年に発生した阪神・淡路大震災の教訓により始まった「防災士」制度は、今や全国では4万人を超える有資格者がおり、東日本大震災後も「防災士」の存在は、各自治体の中でも積極的に導入されてきております。

災害規模が大きくなればなるほど公的支援の必要性が高まることから、速やかな消火活動や応急対策、災害用備蓄品の充実など、予期し得ぬ緊急事態にも対応できる体制を完備して行かなければならないと思っております。

災害が大規模な場合には、行政機関も被災するため、初動の救助・救出、消火活動等が制限され、限界があるとされ、震災を教訓に、自助・公助・共助の活動を災害発生時に実践する人材を育成するために「防災士」制度が創設された次第でございます。

この「防災士」の認定を受けるためには、防災対策に関するさまざまな知識や救急救命実技の取得、資格試験の合格が必要であり、現在は「NPO法人日本防災士機構」が資格の認定を行っておりますが、地域防災活動のリーダーとして、自治体の中には積極的に市職員や学校の先生方に「防災士」の資格を取得させているところもあります。

平成23年3月議会で「防災士」制度の質問をさせていただきました。その際は、大震災前ということもあり、答弁内容は防災士の資格を有する市職員はおりませんが、大地震等の大規模災害が発生した際には、平常時とは異なる業務を行うため、専門的な知識や実践力を身に付けておくことが必要である。有事の際に十分対応が図れるよう、知識の向上となる防災士制度を含めて検討してまいりたいと考えておりますという市長答弁でございました。

そこでお伺いいたします。

本市において「防災士」の資格を有する方は何人おりますか。また、今後、市職員などに「防災士」制度を導入していき、地域防災力の強化を図っていくお考えはいかがか、ご質問いたします。

質問要旨（2）環境問題について。東日本大震災の於ける災害廃棄物の受け入れについてご質問いたします。

東日本大震災により、東北3県で発生した災害廃棄物の発生量は、環境省推計で岩手県が475万トン、宮城県が1千569万トン、福島県が208万トンあり、その災害廃棄物の受け入れについても、先般、千葉県は「県としても放射能の安全性を確認した上で受け入れる考えがある」と森田知事が表明いたしました。首都圏では、東京都が既に受け入れを表明しているほか、神奈川県や埼玉県が受け入れを表明しております。千葉県も被災県という立場から、県内分を先に処理して、その後、県外分を処理するとのことなのですが、そのあたりは、末端自治体が影響を受けることにほかなりません。本市としても、放射能汚染等の影響により、焼却灰等の処理に関して、担当課はもとより、市としても大変苦慮されている

ことは承知のとおりでございます。

そこでお伺いをいたします。

災害廃棄物の受け入れについて、県から話があった場合、八街市としては、どのようなスタンスで対応していくのかお伺いをさせていただきます。

質問要旨（3）交通安全対策についてご質問いたします。

①八街市の車歩道の整備状況と交通事故等の実態についてご質問いたします。

最近、車と自転車、車と歩行者の事故が後を絶ちません。先般も山田台地先で自転車が歩道車線を通行中、車道へ転倒し、悲惨な死亡事故がございました。交通事故撲滅等の観点から、車道、歩道、自転車道など、すみ分けて整備されている市町村もあり、その重要性は顕著であると存じます。

通学道路はもとより、やはり車道は車道、歩道は歩道として、しっかり整備をしていき、安心・安全を確保していくことが重要であり、自転車は道路交通法上「軽車両」に分類され、標識などで通行可とされている歩道を除き、車両の左端を通行しなければならないとされており。

そこでお伺いいたします。

八街市の車歩道の整備状況と交通事故等の実態について、どのような現状であるかご質問いたします。

続きまして、自転車交通安全教室の実施状況についてご質問いたします。

昨今、自転車利用者によるルールやマナーの遵守を求める声は高まってきております。本市では、防災課が主体となり、各小学校と中学生を対象に登下校時の歩き方や自転車の乗り方の交通安全教室が開催されております。一方では、交通安全協会指導員の皆様を主体に交通安全教室が実施されております。

例えば、二州小学校・二州沖分校では、主に4年生を対象に自転車安全教室を実施しております。この目的は、実地訓練を通して、正しい自転車の乗り方の知識や技術を身に付けさせることを第一と考えております。

ご案内のとおり、二州沖分校は、1年生から4年生までは二州沖分校で勉学に励み、5年生からは、自転車で本校に通うことになるわけでございます。遠い距離の生徒は5キロメートルを超える距離の自転車を走らせます。今年度は10月より、本校では34名の生徒がトータル9回、沖分校では7名の生徒がトータル12回の自転車安全教室の実施計画に沿って受講されております。

自転車安全教室の開催においては、校内共通指導事項に即し、学校側では、校長先生をはじめとして、主に4年生の先生方の協力、また、指導者側としては、佐倉交通安全協会八街支部二州地区の指導員の方々が中心となり、安全指導に努められております。

内容に関しましては、自転車に乗ってもよい範囲では、1年生から4年生は自宅の周り、5年生6年生は学区内に限るとか。また、乗ってはいけない場所は、国道126号線、国道409号、また、御成街道は気を付けて運転することなど。また、ヘルメット着用義務の認

識、自転車の乗り方や危険箇所、交通事故を起こさないための通学経路の周知など、道路交通法に即した、まさに地域に根ざした、きめ細かな指導がなされております。最後の路上実習終了後、生徒の一人ひとりには、千葉県警察が発行する「自転車運転免許証」が交付されます。

そこでお伺いいたします。

市内に広まりつつある自転車安全教室の各小学校・中学校の実施状況はいかがか、お伺いをさせていただきます。

要旨（４）国民健康保険の運営についてご質問いたします。

国民健康保険は、国民皆保険の中核的役割を担うとともに、医療のセーフティネットとして国民の健康を支えております。昭和36年に、国民すべてが公的医療保険に加入する国民皆保険が創設されて約半世紀になろうとしておりますが、当時、農林水産業と自営業者を中心に発足した国民健康保険も、現在は無職者や非正規雇用の被用者などの低所得者の割合が増え、滞納も増加するなど、制度にほころびが見えてきております。

昭和40年において国民健康保険の被保険者の約7割を占めた農林水産業と自営業者の割合は、平成19年には2割を下回り、1割に満たなかった無職者の割合は5割以上に増加しております。

非正規雇用などの被用者の割合も約4分の1を占めるようになり、昭和40年代に96パーセントを超えていた全国の保険料の収納率も、平成22年度には88.6パーセントに落ち、我が八街市においては、ここ数年80パーセントにも満たない収納率全国ワースト1という状況にあります。無職者や低所得者の増加に伴い、収納率が低下する中、高齢者層の増加による医療費の上昇により、国保特別会計が赤字となる中、市町村が続出している欠損分を一般会計から繰り入れる市町村も多いようです。

そこで、1点目としてお聞きいたします。

国民健康保険の過去3年の収支状況と収納率、今後の見通しはどうか、お伺いをいたします。

次に、保険料徴収を強化するため、厚生労働省は平成12年から、特別の事情なく1年以上滞納した世帯に対し、保険証のかわりに資格証明書を交付することを市町村に義務付けました。資格証明書が交付されると、被保険者は、ひとまず医療機関の窓口で医療費の全額を支払わなければならない、7割の保険給付分は、後で償還されるものの、受診することを躊躇する世帯が増え、全国で約3万人の事実上の無保険状態の子どもを生み出す結果となり、このため、議員立法で15歳以下の子どもに対する救済措置がとられ、現在18歳以下の高校生世代に広げられた現状となっております。

政府が国税滞納者に対して資格証明書の発行を義務付けた平成12年以降も全国の国税収納率は下がっている状況の中、保険証を取り上げず、資格証明書を発行しない対応をきめた自治体もあるようです。

そこで、2点目としてお聞きいたします。

収納率の向上と市民の生命・健康を確保するために、資格証明書交付後はどのような対応をとられているのか、お伺いいたします。

次に、収納率低下の背景には、リストラや倒産等による被用者保険から国民健康保険への移動やフリーター等で国民健康保険の適用を受ける者の増加など、国民健康保険における低所得者層の増大があると言われております。このため、現行の保険料軽減制度や市町村による保険料減免制度の見直しなどの低所得者対策が求められていると思います。

さらには、失業者や低所得者が、医療費の負担を苦に必要な治療を受けることができないという状況があり、このような事態を避けるために、幾つかの制度があるようですが、国民健康保険法第44条には本人が医療機関に支払う一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、その負担金の減額や免除をすることができるとなっております。

そこで、3点目としてお聞きいたします。

本市における国民健康保険法第44条に関する取り組みの現状はいかがか、お伺いいたします。

次に、国民健康保険の医療費支払いの円滑化と財政の健全な運営に資するため、財政調整基金が設置されていると思います。これを含め、国保関係基金等の推移と今後の見通しを4点目としてお聞きいたします。

最後に、国民健康保険では、各市町村において、保険給付費に応じた保険料設定を行う仕組みとなっておりますが、国保の保険料は、全加入者が定額の保険料である国民年金と異なり、市町村ごとに設定され、所得等に応じて、世代ごとに異なる保険料が設定されております。

保険料額は、世帯単位で算定され、世帯主に対して納付義務等が課され、経済的負担能力に応じて負担する応能部分と、加入世帯及び被保険者が平等に負担する応益部分の組み合わせからなっており、本市では、所得割、資産割、被保険者均等割、世帯平等割の4方式による賦課をとられているところでございます。

全国的に見ると収入を生み出さない居住用の住宅・土地のみを有している世帯が増加していることや相続未登記の固定資産税や他市町村に所有している固定資産には賦課できないことなど不公平感が増大している理由などから、資産割を廃止している自治体が増えております。

千葉県内においては、6割を超える市町村が資産割による賦課をとっていない状況にございます。

そこで、5点目としてお聞きいたします。

税負担に対して不公平感を抱かれないようにする課税の基本原則である、「公平性」に疑問のある資産割について、どのようなお考えか、お伺いいたします。

質問事項2. 暮らしやすい街づくりについてご質問いたします。

質問要旨(1) 道路問題について。平成24年度の道路整備事業についてご質問いたします。

市民の皆様からの要望が絶えないのが道路整備事業や流末排水施設整備事業ではないでしょうか。財政状況が逼迫する今年度の予算編成において、担当する道路河川課は、大変苦慮されたことと存じます。

最近、現場を見てみますと、若い職員の皆様が、手にくわを持ち、大変努力されている姿をよく見かけます。予算がない中、自ら頑張っているなど感心をしているところがございます。

今年度の予算配分の中、市民のニーズの中で、道路整備事業等が、どのような場所・箇所に力点を置かれて予算措置をされたか、お伺いいたします。

以上をもちまして、第1回目の質問を終わります。的確なご答弁をよろしくお願い申し上げます。

○市長（北村新司君）

個人質問7、誠和会、石井孝昭議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1. 安全安心な街づくりについて答弁いたします。

(1) ①ですが、個人質問1、加藤弘議員に答弁したとおり、千葉県内の市町村におきましては、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害が発生した場合、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策をすることができない場合に、市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう相互応援に関する基本協定を締結しているところでございます。

また、県においては首都圏を構成する千葉県、東京都、埼玉県、神奈川県、千葉市、横浜市、川崎市、さいたま市及び相模原市と九都県市災害時相互応援に関する協定を平成22年4月1日に締結しておりますが、本市と独自の災害協定を締結している自治体はございません。

先般、東金市と長野県安曇野市との間で災害時相互支援宣言が行われたことが報道されましたが、両市においては、1995年から子どもたちの野外活動を通じ、文化交流を深めていたこともあり、今回の東日本大震災を教訓としまして、災害時には県を越えた自治体同士の連携を図る目的に宣言を行ったと聞いております。

このような文化交流等を長期にわたり行っている自治体等は本市にはございませんので、早期に県を越えて他の自治体との災害時協定を締結することは難しいと考えますが、本市の教育機関や各種団体等で他県と交流のあった自治体等を調査し、交流を深められ、また、災害時にも相互支援できる自治体について検討をしてみたいと考えております。

なお、本市消防団においては、佐倉市八街市酒々井町消防本部との交流はもとより、東金市、大網白里町の消防団本部とも意見交換などを定期的実施し、交流を深めております。

次に②ですが、近年では、昨年東日本大震災、大型台風やゲリラ豪雨等の災害により、本市を含め全国各地で多くの被害が発生しております。市から市民に向けたこのような災害等の情報を伝達する手段としましては、防災行政無線、または広報車等により行っているのが現状でございます。

この防災行政無線は、市内46カ所に子局が整備されており、緊急時には市内全域に一斉

配信できる有効な情報配信手段でございますが、設置当初から見ますと、住環境の変化や建物等の防音機能が向上しているため、屋内においては聞こえない、また、風向きによっても聞こえづらいとの市民の方からの問い合わせがあるのも事実でございます。

緊急時においては、情報を早期に入手することが被害の軽減につながるものと考えますので、このような地域においても情報が早期に得られるよう、市では防災メールの導入に向けて検討しているところでございますが、緊急速報エリアメールにつきましては、大手携帯電話会社から市町村ごとに災害や避難情報を配信できるサービスであるとのことから、情報を入手する上では、本市が導入を検討している防災メールと同様に有効な手段であると考えます。

また、緊急速報エリアメールは東日本大震災以後、配信する利用料も無料となったことから多くの自治体で導入されている経緯がありますので、防災メールの導入に向けての検討とあわせて調査してまいりたいと考えております。

次に④ですが、本市の災害対策につきましては、八街市地域防災計画に基づいて、大規模災害が発生し、また、発生するおそれがある場合には、災害対策本部を設置し、災害応急対策を速やかに実施することとなっており、職員の配備体制や事務分担等に関しても、この計画を基本に対応することとなっております。

東日本大震災の際にも、この計画を基本として対応しましたが、平成10年に修正してから相当の期間が経過していることや、想定以上の地震の規模であったことなどから、計画の見直しを行うよう進めております。

このような大規模災害が発生することを想定し、いざ災害が発生した場合には、職員が防災リーダーとして対応していかなければならないことから、県が主催する防災訓練や図上訓練など、災害に対する研修に参加しているところでございます。

なお、防災士制度につきましては、専門的な知識を養い、有事の際には、その得た知識を地域防災に十分に発揮できる資格であると認識しておりますので、防災士制度の活用につきましては、前向きに検討させていただきたいと思っております。

次に、(2)①ですが、災害廃棄物の受け入れについて、千葉県が受け入れする方針を出しておりますが、本市の場合は直接の焼却が困難なため、仮置きをし、破碎をしてからの処分となります。

また、市の一般ごみの処理量も増加している状況でありますので、災害廃棄物の受け入れをすることになりますと、焼却灰等の処理量も増加することから、現状での受け入れをすることは困難であると考えております。

次に(3)①ですが、初めに、佐倉警察署管内における昨年1月から12月までの事故発生状況につきましては、人と車両の事故件数は182件であり、そのうち61件は横断歩道で発生しております。このほか、交差点直近での横断時に24件、その他の横断中に26件発生しており、横断時の事故は全体の6割となっております。

そのほか、歩行中の事故件数は28件で、全体の15パーセント程度ですが、歩行者側の

違反は、事故全体182件のうちの13件で、全体の7パーセントとなっております。

このような実態を踏まえ、悲惨な事故を減らすために、各種の事業を進めてまいりました。

幾つか例を挙げますと、国道409号の一区地先から、朝日区を經由して、富里境までの市道223号線の拡幅・両側歩道整備や市道文違1号線の大関寺下から富山踏切までの拡幅・片側歩道整備、ほかにも、富山十字路の交差点改良や川上小学校近くの市道115号線と216号線との交差点改良など、大きな事業を実施してまいりました。現在も市道四木28号線の拡幅・片側歩道整備を進めております。

今後も、交通事故防止に向け、交通管理者である警察と道路管理者である市が、互いの知識、技術、経験を出し合い、安全・安心な街づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に②ですが、子どもたちの交通安全教室につきましては、毎年4月から5月にかけて、県が委嘱する交通安全指導員及び佐倉警察署の警察官の指導のもと、職員がすべての小学校・中学校に出向き、交通安全教室を実施し、自転車の安全な乗り方及び車両の点検方法などに取り組むとともに、特に新年度から自転車通学を始める児童が多い二州小学校や八街北小学校では、より実践的な交通安全教育を実施しているところでございます。

なお、今年度は2月末に、朝陽小学校と八街北小学校において、交通安全協会の皆様のご協力により、自転車乗り方教室を実施するほか、3月には東京都八街学園で自転車教室を実施する予定でございます。

なお、市民の方々が自転車乗車時に事故に遭わないよう、四季ごとの交通安全運動の期間において、街頭啓発時に自転車マナーを示すチラシの配布を行うほか、広報車を利用して周知しているところでございます。

今後も皆様が、安全な自転車の運転を心がけ、交通事故に巻き込まれることがないように交通安全推進団体の協力を得ながら、推進してまいりたいと考えております。

次に(4)①ですが、国民健康保険は、被保険者の急速な高齢化や医療技術の高度化に伴う保険給付費の増大、さらには保険税の負担能力の低い被保険者の増加や無職の方が多いため、構造的な問題を抱え、極めて厳しい財政運営を強いられております。

本市における過去3カ年度における国保財政の状況を見ると、平成20年度の実質収支は、収入総額74億7千320万3千円に対して、支出総額74億5千697万円で、差引1千623万3千円の黒字決算、平成21年度の実質収支は、収入総額76億2千550万9千円に対して、支出総額77億7千827万5千円で、差引1億5千276万6千円の赤字決算、平成22年度の実質収支は、収入総額82億5千520万8千円に対して、支出総額82億3千938万円で、差引1千582万8千円の黒字決算となっております。

次に、保険税の収納の状況ですが、個人質問1、やちまた21、加藤弘議員の質問に答弁しましたとおり、平成20年9月に設置した徴収対策本部の取り組みにより、わずかではありますが、収納率は改善傾向にあります。

そこで、収納率の今後の見通しについてですが、昨今の国保事業を取り巻く環境をかんがみると判断が難しいところであります。本市は高齢化の進行などにより、保険給付費は右肩

上がりで増加しておりますが、保険税調定額は、増加を見込みにくい状況となっております。

国民健康保険事業は、保険税と国庫負担金などで賄わなければならない独立採算を基本とする特別会計制度により運営をしております。保険税調定額の増加が見込めない中、歳入を確保し、国民健康保険事業を継続していくには、保険税収納率の向上が重要な課題となっております。

今後も収納対策に積極的に取り組み、収納率の向上を図ることにより、国民健康保険事業の安定運営を目指していく所存でありますので、ご理解をお願いいたします。

次に②ですが、資格証明書については、国民健康保険法第9条第3項に規定されており、災害等により保険税を滞納しても、やむを得ない特別の事情がないにも関わらず、1年間保険税を滞納している世帯に対して交付することとしており、本市では平成24年1月31日現在、国保加入世帯1万4千306世帯のうち、2パーセントにあたる292世帯に資格証明書を交付しております。

この制度は、収納対策の一環として行われるものであり、資格証明書が交付されますと、被保険者証を使用して、病院等で医療を受けた場合と異なり、一旦、医療費を全額自己負担しなければならないこととなります。被保険者が、一旦、負担をした7割分の医療給付を受けるためには、市役所へ申請をしていただく必要があります。この際に納税相談の場を設け、今後の納税方針等について相談することができるため、収納対策につながるものと考えております。しかしながら、国民健康保険の目的は、国民の健康を保持・増進し、その生活を安定させることにより、公共の福祉の増進を図ることにあることは承知しております。

本市は、資格証明書の運用については、「国民健康保険短期被保険者証及び被保険者資格証明書交付等取扱要領」に定めており、この中で資格証明書の解除要件として、世帯主または生計を一にする親族が病気やけがをし、5日以上入院をしたときや、これに相当する場合などは、特別の事情にあたり、資格証明書交付措置を解除し、被保険者証を交付するなど、救済措置についても規定しております。

資格証明書は、保険税を滞納なく納めている方との負担の公平性を確保するため、そして国民健康保険制度を守っていくために必要な制度であります。資格証明書の交付を受けている方が、保険税を納付してくださるよう、市は、定期的に納税相談の実施について通知をするほか、あわせて特別の事情について調査及び周知をしております。

直近においては、このことについて、平成24年1月11日付で資格証明書を交付している全世帯に通知をしたところであります。

次に③ですが、国民健康保険制度につきましては、被保険者間の相互扶助の理念のもと、必要となる費用を被保険者の応分の負担で賄うというのが根本原則であり、一部負担金の制度も、受益と負担の公平を図るために設けられております。国民健康保険法第44条では、災害や生活困窮など、特別な理由があるために、保険医療機関等に一部負担金を支払うことが困難な場合に、保険者は一部負担金の減免措置をとることが認められており、八街市国民健康保険一部負担金減免及び徴収猶予取扱要綱を定めておりますが、今年度の申請は今のと

ころございません。

現在は、窓口の相談において、被保険者への周知を行っております。

なお、東日本大震災において被災されました4世帯12名の方を対象として一部負担金の減免を実施しております。

次に④ですが、国民健康保険は、税の担税能力の低い方が増加しているなど、制度の構造的な問題を抱え、非常に厳しく、逼迫した状況となっております。

本市の基金については、保険財政の健全を図る目的に財政調整基金を設置しており、現在の残高は1千296万324円となっております。平成20年度には、1億8千698万円余りあった基金ですが、平成21年度に1億4千74万6千円、平成22年度には4千343万3千円を財源不足のため、国保特別会計へ繰り入れたことにより、現在の残高となっております。

国保を取り巻く環境は、厳しい状況ですが、本市の国保運営にあたっては、保険税収納率を改善するなど、適正な国保運営に努めることは言うまでもなく、基金についても継続していけるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、⑤ですが、国民健康保険事業は一般会計とは異なり、特別会計により運営されており、支出額に応じた収入額を確保しなければなりません。本市の国保事業の現状は、療養給付費等の歳出の増加に見合った保険税収の確保が難しい状況にあり、国保財政は逼迫した状況にあります。

平成24年1月における遡及課税分を除く現年度分保険税調定額は25億7千703万6千円であり、このうち資産割額は1億988万7千円で、全体の4.3パーセントを構成しております。資産割の課税客体は、個人資産であることから、用途が住宅であることが多く、低所得の方にとって資産割の負担を重く感じている方もいるかと思えます。

市としまして、将来は資産割を縮小または廃止する方向を考えておりますが、現在の国保財政の状況をかんがみると、ただ単に資産割を縮小または廃止をするわけにはいかず、減収部分を補うため、所得割の見直しを一体で行わなければならない現状にございます。このことについては、増税につながる方もおりますので、今後、慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

次に、質問事項2. 暮らしやすい街づくりについて答弁いたします。

(1) ①ですが、平成24年度当初予算で予定している、主な土木事業について説明いたします。

まず、道路整備事業についてですが、道路改良工事につきましては、市道住野14号線の道路拡幅工事や市道115号線の歩道整備工事、事業継続中の市道四木28号線の道路改良工事を予定しております。

また、国の社会資本整備総合交付金を活用した補助事業分といたしまして、市道116号線及び六区1号線の舗装改良工事を予定しております。

維持修繕工事につきましては、市道三区40号線の舗装修繕工事など、舗装の打ち換えや

+

補修に関する工事を予定しております。道路整備事業のうち、測量調査業務につきましては、補助事業の舗装改良工事に伴いまして、舗装を強くするための改良材の配合量調査を予定しております。

次に、道路排水施設整備事業についてですが、市道三区43号線や、市道六区6号線及び8号線などの冠水対策や雨水排水処理に関する工事を予定しております。

最後に、流末排水施設整備事業についてですが、老人ホーム白松の郷付近から北に向かい、六ツ塚調整池までの排水路において、排水を処理し切れなくなっていることから、拡幅を含めた水路改修を計画しており、その前段として測量業務を予定しております。

工事につきましては、二区地先の市道三区38号線及び一区1号線の冠水を解消するため、東京都八街学園脇に調整池を整備する計画でありまして、設計委託業務及び調整池の整備工事のうち、一部に着手する予定であります。

また、平成23年度から事業に着手した文違地区の石国工業付近における排水路改修工事など、排水の流末となる施設の整備や補修に関する工事を予定しているところであります。

○教育次長（長谷川淳一君）

質問事項1. 安全安心な街づくりについて答弁いたします。

(1) ③ですが、災害はいつ発生するかわからない、そして、その災害によって引き起こされる危機は、非常に大きなものであるという認識のもと、最善の方策を講じることが、何よりも重要であると考えております。

そこで、これまで実施してきた防災教育について、東日本大震災を教訓とし、各学校では、何よりも「自分の命は自分で守る」という自覚を持って行動できる児童・生徒の育成に力を注いでいるところです。

また、今回、県教育委員会が策定いたしました学校教育指導の指針を踏まえ、各学校が作成しております危機管理マニュアルの一層の整備、改善について、次の3点に留意しながら指導にあたってまいります。

1つ目に、いざというとき、マニュアルにあることが、どれだけの効果を発揮するか。日常の備えが問われることとなるという視点を持って見直すこと。

2つ目に、防災教育を生命尊重の教育として見直し、自らの命を自らで守ることができる確かな判断力や自他の生命を尊重する心、生命に対する畏敬の念を培うことも含めて、計画的、意図的な取り組みが行われること。

3つ目に、今回の東日本大震災を教訓に、児童・生徒の引き渡しや避難所対応など、保護者や地域社会とのつながりを大切にしたり、さまざまな訓練のあり方を見直し、連携による防災意識の高揚を図ること。

今後も各学校が命を大切にする教育を推進しつつ、地域社会とのつながりにしっかりと目を向けた防災教育の充実に努めてまいります。

○石井孝昭君

ご答弁、誠にありがとうございました。それでは、自席にて何点か再質問させていただき

たいと思います。

災害時相互応援協定につきましては、昨日、加藤弘議員より他県、他市のご答弁をいただきましたもので、違う視点からご質問させていただきたいと思います。

逆に、他県、他市から災害時相互応援協定を地盤が強いこの八街市と結びたいという話はどうでしたでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

こちらからの申し出も現在のところ、特にしておりませんが、今のお話のように他市の方から、そのようなお話があったということは、現在のところありません。

○石井孝昭君

市の災害時の応急活動なり、物資支援、生活物資提供、飲料提供などにご協力いただける民間業者を募集して、市が独自にその協定を締結している自治体も幾つかございますけれども、八街市では、そのようなお考えはいかがでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

民間の業者等との連携というようなことだと思いますけれども、災害時の応急活動、それから物資支援にご協力をいただける民間団体、事業者等につきましては、県内の全市町村との相互応援協定、これらを含めて10件の支援の協定を結んでいるところでございます。

現在、その10件の協定を結んでおるところでございますが、これだけで十分だということでは考えておりませんので、その辺につきましては、また、いろんな各方面、各分野においての協定を進めていければということで、考えているところでございます。

○石井孝昭君

昨年を思い返してみますと、震災のときにガソリンスタンドに長蛇の列ができて、市内では一時期、皆さんも含めてパニック状態になったということは記憶に新しいのではないかと考えております。例えば、市の消防車、救急車、パトロール車などの緊急自動車なり、公用車、学校の避難所への冷暖房の灯油、発電機の重油、また、帰宅困難者のトイレや飲料水、この提供は、例えば千葉県の石油商業協同組合、ガソリンスタンドの80パーセントの方が入っているということですが、この市役所近隣のガソリンスタンド、常々、市の公用車もガソリンスタンドで燃料を入れているわけですが、例えば具体的にいうと、そういったところと、一つ一つ丁寧に協定を結んでいくことが大事なというふうに思います。その辺に関しても、前向きに考えていただきたいと思われ、例えば、その先をいけば、ごみの収集ですとか、仮設トイレなどを仮に設置した場合の排泄物、市の清掃事業関連団体、資源回収協同組合、浄化槽組合とか、そういった一つ一つと、この問題点を整理されながら対応していったら、丁寧に協定を結んでいくことが重要かと思われ、いかがでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

ただいま、ご指摘をいただきましたように、大規模災害、これが発生した場合には、速やかな復旧活動、あるいは避難活動、これが重要なこととございます。それにあたりましては、

公用車をはじめとする緊急車両、これの燃料の確保、これは当然必要になってくるということでございますので、当然、指摘の件については考えるべきことというように思っております。通常時でございますと、現在、千葉県石油商業協同組合の八街支部の会員のうち、13者と現在は通常時の取引は行っておりますが、ご指摘にあったような災害時に関して、燃料を優先的に供給していただけるというような協定までは、取り交わしてございません。消防車両につきましては、常に十分な量を確保できるようにということで、各消防団にはお願いをしておるところでございます。昨年の震災時におきましても、一部の業者さんからは優先的な供給をいただけたという状況もありますが、実際に協定を交わしておかないということになりますと、その辺、確約もできないということになりますので、ぜひ、ご指摘があったような件につきましては、前向きに検討をさせていただきたいというように考えております。

それから、その燃料につきましては、大規模災害ということになりますと、大手の大手から小売業者までの燃料の配送、これがストップしてしまうというようなことも当然考えられますので、そのようなことを踏まえまして、例えば県などが大手の元の石油業者と提携を結んでいただいて、各自治体に優先的に供給をしていただけるような体制、これを整えていただくようにしていただくことも必要なのではないかと考えております。

それから、その他、各分野において、先ほど申し上げたとおり、それぞれの協定を締結するという、これも大事なことで考えております。先ほども申し上げましたが、食料等につきましては、現在、イオンさんと協定を結んでおるところでございます。そのほか、ホームセンターとか、大手のスーパーさんなどからも、何か市に対して協力はできないかというようなお話もいただいております。そのようなお話を進めていきたいというように考えております。

それから、今、具体的にお話できました、ごみの収集とか、し尿等の処理、これらにつきましても、当然ライフライン等の被害が発生をしますと、当然そういう必要性が出てきますので、そのような面からも協定の締結が必要というように考えます。いずれにしても、さまざまな面からの応援協定ということが必要になります。これは、災害ということに関してだけではございませんけれども、市民協働とかということの観点からも、非常に大事なことだと思っておりますので、ぜひ、前向きに検討していきたいと考えます。

○石井孝昭君

ご答弁ありがとうございました。例えば海岸沿線自治体から、仮にそのような惨事があった場合に、要請があるというふうに想定されます。そういった際も含めて、要請があった際の対応も含めて協定に織り込んでいただければ、さらなる防災計画の見直しになるのかなというふうに思っております。よろしくお願いを申し上げたいと思います。

続きまして、エリアメールのことは、この次にさせていただきますけれども、防災士参考資料を皆様に配付させていただきました、防災士制度について質問させていただきます。

先ほどの関連ですけれども、県が主催する防災訓練や図上訓練に参加しているということ

でございます。年間、何人ぐらいの職員の参加がされておるか。また、どのような防災知識や技能を習得されているのでしょうか。ご答弁をお願い申し上げます。

○総務部長（浅羽芳明君）

今年度、23年度の防災関係の担当職員が参加をいたしました災害関係の研修でございますけれども、市長答弁にもありました9都県市合同防災訓練、図上訓練、それから、応急危険度判定コーディネーターシナリオ演習等ということで、4名でございますが、職員が参加をしております。

その内容につきましては、それぞれの研修で大規模な地震を想定して、情報を収集する。あるいは状況を判断する。それに対する対応策がどうだということ。それから、応急危険度の判定等、これらの演習を行うということで、地震発生時の対応について、演習方式という形で研修をしたということで聞いております。

○石井孝昭君

4名ということでございました。防災リーダーとしてスキルを有し、非常時に活動できる職員、これは実際何名いるか、把握しておりますか。

○総務部長（浅羽芳明君）

ただいま申し上げたような研修には参加をしておりますけれども、明確な防災リーダーというような位置付け、これは特にございませんので、今のご質問に対する答弁ということであれば、現状では防災リーダーという形になるような職員がまだおらないというのが実情だと思います。

○石井孝昭君

ちょっと嫌な質問でしたけれども、それが恐らく防災士になるのかなというふうに、私は認識しております。この参考資料の中でも、防災士として最低限習得すべき防災知識や技能には、事前に対策に必要な知識・技能としては9項目。この中にも、先ほど答弁にありました図上訓練、図上演習等もあります。応急対策に必要な知識・技能としては8項目、中にはAEDの操作とか、細かなことをいえば避難所の炊き出しから何か。こういったものの資格が有されるということでございます。これは、阪神・淡路大震災で一定レベルを有する防災リーダーが必要という声を背景に、可及的速やかにリーダーを養成する目的で創設をされておりますので、このような参考資料の資格が、金額的なことを言うとあれですけれども、1人当たり6万1千円という金額で、講習が受けられるというふうになっております。私の中では、非常に高くもないというふうに思います。今回の予算措置を見ますと、そのようなことが示されていないところがあって、残念な気持ちもあつたんですけれども、先ほどの答弁では、前向きに検討していただけると、重要性は十分に認識していただけたということなので、例えば自治体の市職員が1人でも2人でも、そういった防災リーダーの資格を取っていただいて、このようなさまざまな指導のリーダーとして、災害時には活躍していく。また、平日頃、何もなければ、その方々を講師として、各担当課なり、学校の子どものための教育にあたる。そういった複合的な指導者としても必要ではないかというふうに思います。

今年は非常に難しいということであれば、来年度の予算措置に示していただいて、前向きな考えをいただきたいと思うところがございますけれども、北村市長、その辺のご見解を伺いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

3・11の東日本大震災で見られたように、大変、八街市もいろんな意味で市民の皆様方にご心配、ご不便をかけたところがございます。防災リーダーというのは、大変必要と感じておりますので、平成25年度に防災士制度を活用した予算措置をいたしまして、防災士の資格を持つ職員を登用する考えでおります。

○議長（鯨井眞佐子君）

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午前10時57分)

(再開 午前11時07分)

○議長（鯨井眞佐子君）

再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問に入る前に報告します。

木村利晴議員より、一般質問参考資料の配付依頼があり、許可いたしましたので、配付しておきました。

以上で報告を終わります。

○石井孝昭君

時間の関係もございますので、あと2点ほど質問をさせていただいて終わりたいと思います。

緊急速報エリアメールについては、先ほど防災メールとあわせて前向きに検討していただけるということでございますので、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

交通安全教室の実施について、ご質問をさせていただきます。

先ほどの交通安全教室のご答弁をお聞きしますと、防災課と交通安全協会の二本立てで行っているというふうにご理解いたしました。市の方では、年1回の開催で、これは非常に少ないなという印象をお持ちしております。例えば、二州小学校、沖分校では、交通安全教室が始まった歴史が非常にあるというふうに言われております。いつ頃から始まったか、わかれば、ご答弁をお願いします。

○総務部長（浅羽芳明君）

今のご質問に的確に答弁できるかどうかということがございますけれども、二州小学校、また、沖分校ということでお答えをさせていただきますと、これらの学校につきましては、通学距離が長くて、自転車通学が認められているということで、二州小学校の方では昭和42年から。それから、沖分校の方では昭和55年から実施をされているということで、お聞きしますと親子にわたって、この自転車教室を受講した方もおられるということで、非常に

地域の方々、特に交通安全協会の方々につきましては、長年にわたって、こういった指導をしていただいているということで、市からも大変感謝を申し上げたいところでございます。

○石井孝昭君

一昨日も川上小学校で開催をされたというふうにお聞きいたしました。二州小学校には、ヘルメットが貸与されますけれども、小学校から中学生になるときには、市内全域にヘルメットが支給されておることと思います。例えば、小学校が自転車許可の生徒はヘルメットがありますけれども、自転車で通っていない学校の近くの子たちはヘルメットがない状況にありますけれども、例えば道路交通法では12歳までは親の義務としてヘルメットをかぶって出かけさせるという義務があります。学校での指導は、どのようにされておりますでしょうか。

○教育次長（長谷川淳一君）

平成20年6月1日の道路交通法の改正がありまして、13歳未満の児童が自転車運転をする際には、その保護者は乗車用のヘルメットをかぶらせるように努めなければならないということになったというふうに認識をしております。

教育委員会といたしましては、各学校に自転車登下校用のヘルメットを確実に着用することと、小学生にもヘルメットの着用義務があるということを繰り返し指導をしてきております。各学校では、保護者に対し、学校だよりや学年だより、また、長期休業前の生活のしおりなどの中で、ヘルメットの着用、努力義務について繰り返し伝えてきているということでございます。

また、全校集会で児童ヘルメット着用を呼びかけている学校もあるというふうに聞いております。

○石井孝昭君

引き続き、子どもたちの安全のために、ご指導をお願いしたいというふうに思います。

国民健康保険運営について、1点ご質問を再開させていただきます。

資産割について、応能負担として資産のある方に賦課されている資産割ですけれども、相続登記によって、名義変更をしていない方が現に不動産を所有していたり、市外に不動産を所有していたり、共有名義で代表者となっていない固定資産税の納税代表者となっていない方がたくさんおられると思います。これらの方々には、資産割による課税がなされておりますでしょうか。

○市民部参事（事）国保年金課長（石毛 勝君）

お答え申し上げます。今のご質問の中で、資産割の課税客体と申しますか、これに対しましては、例えば世帯主さんがお亡くなりになって、相続がまだ済んでいないという方につきましては、あくまでも被保険者の持っている資産についての課税でございますので、かけてございません。相続が整いましたところで、課税をするというような形になっております。

また、市外に土地を持っていらっしゃる、家屋を持っていらっしゃる方につきましては、全国規模でございますので、そこまでの調査ができないという状況もございまして、基本的に

本市の所有している資産についての課税ということで行っております。

また、共有につきましては、当然、資産税の課税をする範囲におきまして、共有名義がきちっとわかる範囲については、きちっと課税をしている状況でございます。ただし、当然その中には市外の方も所有している場合もございますので、もちろんそれは課税ができないという状況でございます。

○石井孝昭君

資産割は、当時25パーセントから20パーセントに今はなっているというふうに認識しております。仮にこの資産割をやめて、所得割に勘案したときに、1パーセントぐらいの所得割が上がると。今、約9パーセントが10パーセントぐらいに上がるというふうに認識をしておりますが、資産割と所得割が、今後、先ほどの答弁にもありましたけれども、一体的に今後とも考えていただいて、安全な、また健全な国保運営をこれからもご期待を申し上げて、質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（鯨井眞佐子君）

以上で、誠和会、石井孝昭議員の個人質問を終了します。

次に、誠和会、木村利晴議員の個人質問を許します。

○木村利晴君

誠和会、木村利晴でございます。安全で安心な街づくりのため、未来を担う子どもたちのため、質問をさせていただきます。

では、質問に入らせていただきます。

質問事項1. 交通安全について。

要旨（1）通学路の危険な横断歩道に押しボタン式信号機の設置についてお伺いいたします。

当該場所では、主要地方道である県道22号、千葉八街横芝線で、勢田入口交差点から千葉方面に約400メートルの地点にあります。また、クリーンセンター入口交差点から市街地に向かい、約200メートルの地点にあり、神門八街線への連絡道路として頻繁に通行されている場所です。

勢田入口交差点より千葉方向に向かい、1カ所のカーブを過ぎると直線の緩やかな下り坂となり、スピードが出て、事故発生の起因となっております。

また、クリーンセンター入口交差点から市街地に向かっては、横断歩道手前で大きなカーブとなり、見通しが大変悪くなっております。歩行者は、横断の際、十分な注意が必要で、誘導員が大変気をもむ場所でもあります。

以上の理由によりまして、当該地点に早期に押しボタン式信号機の設置を望むものであります。

質問事項2. 防災についてお伺いいたします。

八街市は、3・11東日本大震災の際、大きな倒壊事故もなく、液状化現象も見られませんでした。一部停電があり、不自由をされた方々がおられましたが、津波もなく、災害に強

い街であると強く感じた次第であります。しかし、自然災害はさまざまな形で襲ってきます。想定外の大惨事となることもしばしばあります。

そこで、質問ですが、先ほども石井議員の方から防災教育についてお尋ねがありましたが、私は観点を変え、子どもの視点から質問させていただきたいと思います。

要旨①ハザードマップの作成及び配付についてお伺いいたします。

小中学校において、八街での想定される災害とは何か。想定外を作らないで、ハザードマップの作成はできているのかどうか。

また、既にハザードマップができているとしたならば、それはどういうものなのか。配付状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

要旨②子どもたちに災害教育をされている指導教員の方たちは、どういう教育をお受けになって、また、子どもたちの指導に、どうあたっておられるのか、お伺いいたします。

質問事項3. 教育について。

要旨(1) 教職員について。

心の病が原因で休職に追い込まれている職員の数は年々増え続けていると聞いております。

文部科学省の集計、平成23年12月22日によると、平成22年度、病気のため休職した教員が過去10年間で最高の8千660人に達したとの報告がありました。その62.4パーセントにあたる5千407人が、精神疾患による休職とのことでした。

児童・生徒、保護者、教師間の関係に疲れ果て、自ら命を絶つ教師の方も多いと聞きしております。

要旨①八街市における休職教員は何名ぐらいおられるのか、お伺いいたします。

また、教員の復帰のためのケアは、どのように行われ、また、復職されているか、お伺いいたします。

質問事項4に關しましては、私有地でありまして、民民間でのことですので、今回は質問を取り下げさせていただきます。

以上で、私の質問は終了いたします。明解なるご答弁をよろしくお願ひいたします。

○市長（北村新司君）

個人質問8、誠和会、木村利晴議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1. 交通安全について答弁いたします。

(1) ですが、押しボタン式信号の設置については、通常の定周期式信号と同様に千葉県公安委員会が設置することから、地域の総意とともに、交通事情をかんがみ、佐倉警察署に要望しているところでございます。

現在、新規に信号機を設置していただけるよう佐倉警察署に要望している箇所としましては、既設横断歩道への押しボタン式信号機の設置を含め、29カ所となっております。近年では一区のピアッツァテニス場脇及び夕日丘区の鴨志田商店脇の交差点の2カ所に新設されましたが、他の要望箇所は設置に至っておりません。

なお、主要地方道千葉八街横芝線の坂江公民館付近にあります既設の横断歩道にも信号機

はなく、現状の交通量等では危険であると考えことから、新規に信号機を設置いただけるよう要望しているところがございますが、要望箇所は県道のカーブが近いことなどから、現在まで設置に至っておりません。

今後も、引き続き交通事故防止のため、信号機を設置していただけるよう佐倉警察署へ要望してまいりたいと考えております。

○教育次長（長谷川淳一君）

質問事項 2. 防災について答弁いたします。

(1) ですが、学校ではハザードマップの作成及び配付は行っておりません。

各学校では、県教育委員会の進める「ちばっ子地域安全マップ」づくりを行っております。このマップは、子ども自らが地域の危険な場所等はどこかを考え、友達と話し合いながら作成されております。マップ作成を指導する中で、子どもたちの「危機予測能力」や「危機回避能力」を高めることをねらいとしております。

次に(2)ですが、各学校に防災指導教員はおりませんが、防災教育の中心的役割を担う職員として、安全主任がおります。安全主任は、4月に県教育委員会が行う「安全主任研究協議会」には必ず参加いたします。

また、「実践的な防災授業推進のための教員及び管理職研修会」や「地域・学校防災教育セミナー」等の研修会に参加し、その内容は各学校に伝達されております。

このように、各学校では、研修等を受けた安全主任を中心に、さまざまな事態を想定した避難訓練の実施や自分の命は自分で守ろうとする児童・生徒の指導に努めております。

次に、質問事項 3. 教育について答弁いたします。

(1) ①ですが、市内小中学校における平成23年度2月現在の休職者数は、3名となっております。

復職に向けてのケアについては、本人及び主治医の意見を確認し、本人の状況に応じて円滑な職場復帰ができるよう留意しております。

○木村利晴君

自席にて質問させていただきます。

信号機の取り付けに関してでございますけれども、この場所は交進小学校への通学路ともなっております。交通事故の多発線にもなっておりまして、危険レベル的には非常に高い場所だと思われまます。事故を未然に防ぐためには、早期設置が望ましいと思います。県道のカーブの改良工事等、まだまだ優先してやらなければならないところがあるようなんですけれども、そういう信号機設置前の整備の方も、しっかりやっていただきたいと思います。

そして、県の方に一時も早く、取り付けの要望を出して許可願いたいというふうに望む次第でございます。

あと、防災に関しまして、防災教育ということで、石井議員が質問されておりましたけれども、私は子どもの観点から、資料を配付させていただいたんですけれども、群馬県の群馬大学大学院の片田敏孝教授が、防災教育について、このように言っているんですが、これか

らの防災教育は自分の命に責任を持つ。自分の命を守ることに對して主体性のある子どもを育てる。それが、これからの防災教育の目指す方向だと考えております。私も本当に、これは同感でして、この資料を見ていただくとわかるんですが、避難三原則を守り抜いた釜石の奇跡、防災教育で児童・生徒が無事だった記録が載っております。

昨年の3月11日に発生した東日本大震災では、想定外の津波が押し寄せ、甚大なる被害が発生いたしました。自然災害はさまざまな形で襲ってきますので、そのため、災害対応ではどのような状況下でも、臨機応変に判断し、最善の行動をとらなければなりません。先ほど長谷川次長の方から、そのようなご答弁をいただいておりますが、防災教育は知識を与える教育ではありません。どうやって子どもたちに生きる力を与えるかという教育をしなければならないと思っています。自分の命を守る主体性のある子どもたちを育てるのは、先生方も十分に、こうした姿勢を持たなければならないと考えます。

そこで、質問ですが、現在、八街では子どもの命を守る防災教育が行われているのか、お伺いいたします。先ほど、安全教育という形で、安全主任が子どもたちに安全の教育を行っているということだったんですが、もうちょっと具体的にお聞かせ願えればありがたいです。

○教育次長（長谷川淳一君）

それでは、お答えをいたします。今、ご指摘のように東日本大震災におきましては、学校が作成したマニュアルが役に立たない。その場の判断で避難された方の命が救われたというような例もあったというふうにお聞きしております。そういうのを受けまして、市内学校でもいろいろとマニュアルの見直しは行ってきております。

それと同時に、児童・生徒に災害に対する予知、また、予測能力、危険予測、回避能力を身に付けさせるといった教育を発達段階に応じて計画的、継続的に推進しているというところで、今現在行っております。

具体的に申しますと、教室以外の場所、校庭ですとか、体育館ですとか、また、通学途中ですとか、そういったときに起きたときに、どういった避難行動がとれるのかというのを常日頃から自分で考えておく。そして、自分の命は自分で守るというような能力を身に付けさせるという教育を徹底して行っていきたいというふうを考えております。

○木村利晴君

ぜひ、継続的にこういう活動をしていただきたいと思います。授業の中にカリキュラムとして組み込んでやっていただけると、子どもたちもとっさの判断も付くかなというふうに思っております。

では、最後の質問になりますけれども、休職職員の方なんですが、八街においては、本当に少ない、3名ということなんですが、平成21年の資料なんですけれども、中学校で見ますと、千葉県では教職員数が1万579人、休職者が48人、休職者率、休職者を教員数で割った数字が0.45パーセントですね。都道府県別に見て、休職者の一番最少人数の県は群馬県ということで、教員数が4千50人、休職者が5人、休職者率が0.12パーセント。一番多いところはどこかという、沖縄県で教員数が3千648人、休職者が42名、休職

者率が1.15パーセントと。教師の休職者が本当にこれほど日本中で違いが出ていると。千葉県は大体平均、少ない方だと思うんですけども、群馬県はどういう形で教員に対して対策をしているのか、見習うところがあるのかなというふうに思うんですけども、子どもたちの教育を担っている、この先生たちが心の病をしているということで、学校に来られない。こういう事態はやはり避けなければいけないかなというふうに思っております。

もう一つお聞きしたいのは、先ほどのパーセンテージでいっても30何パーセントは精神疾患じゃない休職者がおられるんですね。それは、懲戒処分を受けた職員さんがおられるということなんですが、その中身としては、体罰によるものだとか、国旗掲揚、国歌斉唱に参加しなかったということですね。このことで、懲戒処分を受けたという事例が前にあったと。この件に関しては減少しているということなんですけれども、その一方で増えている人たちがいるんですね。わいせつ行為だとか、セクシャルハラスメント等で懲戒処分を受けている方が増えているということなんです。八街は先ほどのご報告では3名ということだったので、その内訳としては、こういう方がその中におられるのか、お伺いしたいのですが。

○学校教育課長（山下和代君）

現在、八街市内で神経、それから精神、そちらの方の休職中の職員は1名でございます。休職というのは病気等で、また、外科的な病気等でお休みをとられている職員、こちらが2名でございますので、心のメンタルなケアの必要な休職者となりますと、現在1名になっております。

あと、懲戒処分を受けた、こちらの職員については、現在八街市内の教職員の中にはおりません。

○木村利晴君

どうもありがとうございました。これで、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（鯨井眞佐子君）

以上で、誠和会、木村利晴議員の個人質問を終了します。

次に、誠和会、小山栄治議員の個人質問を許します。

○小山栄治君

誠和会の小山栄治です。通告に従い、質問をさせていただきます。

まず、青少年健全育成の推進について、お伺いいたします。

八街市では、平成20年、青少年健全育成都市宣言をいたしました。その後、その後、さまざまな推進をしてきていると思われませんが、これからの八街を担うのは、今の青少年です。私たち大人は、青少年を健全に育てていく責務があると思います。

そこで、お尋ねいたします。

①家庭・地域・学校での推進と課題、問題点についてお伺いいたします。

②推進に向けての組織づくりについてお伺いいたします。

次に、スポーツレクリエーションの推進についてお伺いいたします。

ますます高齢化が進む中、健康でいつまでも元気でいたいと思う人が増え、ウォーキング

やジョギング、軽スポーツ、歌や陶芸など、いろいろな活動をしている中高年が増えてきております。そうした市民のニーズに、なかなか環境や施設が整備できていないのが、現実ではないでしょうか。

また、子育て中の家庭でも、子どもたちが安全に外で遊べる場所や家族そろって1日のんびり遊べる場所が、八街には少ないと思います。

そこで、お伺いします。

①生涯スポーツの推進と施設の充実についてお伺いいたします。

②レクリエーションの拠点づくりについてお伺いいたします。

次に、農業の魅力の発現、及びグリーンツーリズムの普及についてお伺いいたします。

八街の基幹産業である農業が、元気がなければ、八街全体も元気が出ないような気がいたします。

そこで、戦略的にでも、いろいろなアイデアを出し、どんどんと活気に満ちあふれる街づくりに取り組んでいく必要があると思います。この自然豊かで、農業をするのに非常に適したこの土地を活かして、農作物を育て、収穫する喜びを体験していただき、農業の魅力や土の温かさを感じてほしいと思います。

そうしたことから、農業の活性化、担い手の育成、耕作放棄地対策の一助になるのではないかと思います。

そこで、お尋ねいたします。

①生産者と消費者の交流の推進についてお伺いいたします。

②新しいイベントや、講座の計画ができないものか、お伺いいたします。

以上、6点についてお伺いいたします。明解なるご答弁をお願いいたします。

○市長（北村新司君）

個人質問9、誠和会、小山栄治議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項2. 活気に満ちあふれる街づくりについて答弁いたします。

(1) ①、②につきましては、関連がございますので、一括して答弁いたします。

グリーン・ブルーツーリズム等を通じた活動は、消費者と生産者の交流の進展により、農村の活性化とともに、農業に対する消費者の理解の増進が図られるなどの効果が期待できるところでございます。

このため、市では、八街市酒米生産組合と連携し、毎年5月に田植え体験を実施しており、生産の現場を実際に体験していただくことで、生産者と消費者の距離を縮める交流の場を設けるとともに、産業まつりにおきましても、農産物の即売を通じ、消費者との交流を推進しております。

また、畜産農家の生産現場を実際に見ることにより、畜産業及び畜産物に対する理解を深めていただくことを目的に、「いんばの畜産探検隊」が印旛郡市畜産振興協議会の主催により実施されており、多くの方に参加いただけるよう、広報により呼びかけを行っているところでございます。

新たなイベントといたしましては、昨年11月に観光農業協会の会員の方が、落花生を食べる、そして、そば打ち体験を実施しており、多くの参加者を迎え、都市との交流を推進し、市の活性化につなげる活動を実施していただきました。

今後も多くの方に参加いただけるような企画を、JAいんばや八街商工会議所等と協力しながら検討してまいりたいと考えております。

なお、講座につきましては、県が主催する「農山漁村いきいきフォーラム」等が開催されておりますので、これらについても周知してまいります。

○教育次長（長谷川淳一君）

質問事項1. 心の豊かさを感じる街づくりについて答弁いたします。

(1) ①、②につきましては関連しておりますので、一括して答弁いたします。

現代社会において、青少年を取り巻く環境は、暮らしが豊かになる一方で、核家族化や少子化の進展、インターネットなどのさまざまなメディアからの情報の氾濫等により急速に変化をしています。本市においても、青少年の健全育成は、ますます重要な課題となっております。

教育委員会では、青少年健全育成事業として、親元を離れ、施設に宿泊しながら学校へ通い、集団生活の中で、子どもたちの社会性・自主性・協調性を育む「通学合宿」や年齢の異なる子ども同士や地域の大人たちと交流する「放課後子ども教室」などを展開しているほか、学校教育課が主体となって、市内小中高等学校と警察、補導員、青少年相談員、主任児童委員などとの連絡会議や校外指導を実施し、問題行動の未然防止に取り組んでおります。

また、青少年健全育成推進の中核となる組織として、「八街っ子サポート連絡協議会」を4月から発足する予定です。この組織は、小中学校各地区協議会の代表と小中高等学校関係者で構成し、学校・家庭・地域が連携し、各地区が共通理解のもとで共通行動を起こし、地域ぐるみで青少年健全育成を図るものです。

主な活動内容として、「声かけ運動」や「児童・生徒の見守り活動」などを実施します。

次に(2) ①ですが、すべての市民が心身の健康増進のため、生涯を通じて各自の年齢や体力に応じて、スポーツやレクリエーションに親しむ生涯スポーツの推進につきましては、重要であると認識しております。

市では、市民体育祭やピーナッツ駅伝大会など、さまざまなスポーツイベントを開催しております。

今後も、これらの大会をさらに充実させ、参加者が増えるよう、関係団体の協力を得ながら、推進を図ってまいります。

また、スポーツプラザや市営グラウンドなどのスポーツ施設につきましては、適切な維持管理を行ってまいります。

特に平成24年度は、中央グラウンド夜間照明施設の老朽化に伴う改修工事を計画しております。

今後も、安全で快適なスポーツ施設の充実に努め、多くの市民が利用しやすい環境を整え

てまいります。

なお、運動を通じた健康づくりとして、いつでも、どこでも手軽にできる軽スポーツの推進も大切であると考えております。

スポーツプラザでは、ジョギングやウォーキングをしている方が見受けられますが、利用者の運動の目安となるよう、多目的広場外周路に距離の表示を行いました。このほか、本年度からノルディック・ウォーク体験教室を開催し、新たな軽スポーツの普及にも努めているところです。

これからも、スポーツやレクリエーションを通じた生涯スポーツの推進を図り、あわせて市民の健康づくりを支援してまいります。

次に②ですが、レクリエーション活動につきましては、主にスポーツプラザや各種運動施設、八街キャンプ場などで行われております。スポーツプラザでは、毎年8月から9月にかけて「スポーツ・レクリエーション祭」を開催し、本年度は5種目443人の参加がありました。

また、八街キャンプ場では昨年1千770人の利用がありました。市では、これらのレクリエーション施設を充実させ、参加者や利用者の増加に努めてまいります。

なお、レクリエーションの拠点づくりにつきましては、新たな施設を市が設置するという計画は現在ありません。しかし、民間の施設や土地を活用して、市民のレクリエーション活動を支援することは可能であると思われまますので、今後、調査・研究してまいりたいと考えております。

○小山栄治君

大変ありがとうございました。それでは、何点か、自席にて質問させていただきます。

青少年健全育成推進の組織として、八街っ子サポート連絡協議会を立ち上げるということで、4月から始めるということですが、現在、各地区に9地区から協議会ができているということで、13名の構成員から成り立つというようなことを聞いております。この9地区の今まである地区協議会、これにつきまして、統一した団体から選ばれているとか、そういうものが統一していないような気もするし、また、行っている内容も今まで、まちまちだったような気がいたします。

そこで、この八街っ子サポート連絡協議会を作ることによって、共通させたもので行うんだというようなご意見ですけれども、今までのものでは団体から出ているメンバー、そういうものもばらばらで、やっている内容もばらばらということで、どのようにこれを進めていこうと思っているのか、お聞きしたいと思います。

○教育次長（長谷川淳一君）

先ほども答弁いたしましたけれども、今までは、ばらばらの団体の中で、それぞれ活動理念を持って活動していただいておりますけれども、それぞれ今回、八街っ子サポート連絡協議会の活動目的に向けて、共通意識を持って、組織の共通認識を持って共通の活動を行っていただくというようなことをお願いをしたいというふうに考えております。

○小山栄治君

私の提案ですけれども、今回、教育長の肝いりで始めたということで、この席に教育長がいないのが非常に残念なんですけれども、八街っ子サポート連絡協議会というものが4月からできるならば、9つの各協議会を名前を変更して、八街っ子サポート協議会というような名前で統一して、同じような気持ちで進めていった方が、一から始めた方がいいのではないかなと、私は考えますが、その点についてお伺いいたします。

○教育次長（長谷川淳一君）

今いろいろご指摘がありましたけれども、それにつきましては、今後検討させていただきますけれども、それぞれ団体には歴史もあろうかと思imasので、なかなかその調整は難しいのかなという気がしますけれども、また、教育長と相談しながら進めていきたいというふうに考えております。

○小山栄治君

それから、この青少年健全育成は、社会教育委員会議というものが中心になって行っていると思いますけれども、ぜひ、このメンバーの中に社会教育委員の中から1人でも、構成メンバーの方に入れていただいたらいいのではないかなと、私は考えます。

それから、佐倉警察署の交番の方からでも1人入れていただいてもいいのかなと思っておりますけれども、それについてお考えはございますか。

○教育次長（長谷川淳一君）

今現在、構成員という形では、今申し上げた団体の方たちをお願いする予定でございますけれども、それぞれこの協議会の運用の中で、協力団体ということで、いろいろと多くの団体に協力をお願いしたいというふうに考えておりますので、その中にも入っていただくようなことは考えていきたいというふうに思います。

○小山栄治君

よろしくお願ひしたいと思imas。

次に、小中学生の携帯電話による、いじめや不良サイトへの問題などが大分出ておりますけれども、八街では携帯電話の問題が起きていないのかどうか。また、学校へは携帯電話の持ち込みは禁止されているということですので、その辺はどのようにチェックしているのか、お聞きしたいと思imas。

○教育次長（長谷川淳一君）

携帯電話を利用したいろいろな問題ということでございますけれども、携帯電話のメールに悪口を書かれた。そのメールを広められたというところで、無断に個人情報を広めてしまったという事案が本市でもあったというふうに聞いております。本人や友人から訴えがあり、学校はすぐに、その状況を確認して、生徒への指導を行うとともに、保護者にも適切な対応を求め、解決にあたっているということでございます。

あわせて、同様の事案発生を未然に防ぐためにも、全生徒への情報モラル教育の実施を行っている。

また、携帯電話を許可なく学校へ持ち込んでいるというところのチェックということでございますけれども、携帯電話を学校へは持ち込まないということを指導しております。学校においては、そういう指導をしておりますけれども、特別な事情があって生徒が学校に携帯電話を持ち込むときには、事前に学校の了解を得るということを求めておるところでございます。

許可なく携帯電話を持参した場合は、状況を確認いたしまして、一旦、学校で預かり、保護者との連絡をとり合って、本人に、また、保護者への返却を行っているということでございます。

○小山栄治君

よろしくお願ひしたいと思ひます。携帯電話によって、いじめがあつたり、不良サイトの方に入つて、いろいろなトラブルが出ている事件が大分ありますので、八街から、そういうことがないようによろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、八街市では家庭教育相談とか、学校教育相談などを行つておりますけれども、その相談はどのくらいあるのか。また、どのような相談があるのか、お聞ひいたします。

○教育次長（長谷川淳一君）

まず、学校教育相談でございますけれども、昨年4月から12月までで、相談は287件ということでございます。そのうち134件は、保護者に対する相談、そのほか153件は児童・生徒への対応というふうになっております。

相談内容といたしましては、4割が不登校に関する悩み、また、3割が集団への不適応、ほかには、発達、学習に関わる悩みというふうになっておるといふことでございます。

次に、家庭教育相談でございますけれども、月曜日から金曜日の午前9時から午後4時まで受け付けておまして、家庭教育相談員、指導員が相談に乗っているといふことでございますけれども、今年度の相談件数は2件で、電話相談から面接へ至つたものが1件、公民館事業の子育て講座の出席者から1件といふことでございます。

相談内容につきましては、高校卒業後の社会適応についての幼児の言動についてでありました。以上です。

○小山栄治君

ありがとうございます。いろいろな子どもたちの悩みとか、そういうものが大分あるといふことですが、なかなか相談できない人もいますけれども、こういう相談はできるだけ回数を多くして進めていっていただきたいと思ひます。

続きまして、中学校での部活動ですが、いろいろな経験や協調性だとか、助け合う心とか、いろいろな大切なものだと思いますけれども、クラブ活動に集中していれば、非行も減るというような話もありますけれども、中学校において部活動を行っていない生徒といふのは、どのくらいいるのか、お聞ひしたいと思ひます。

○教育次長（長谷川淳一君）

今現在は8割程度が部活動に加入しているといふことですので、約2割の生徒は部活動、

スポーツ、文化活動という部活動について、どちらの方にも加入していないということでございます。

○小山栄治君

ありがとうございます。

続きまして、各地区で見守り隊とか、防犯活動、非行防止活動が行われておりますけれども、八街市でどのように行われているのか、お聞きしたいと思います。

○教育次長（長谷川淳一君）

現在、児童・生徒の登下校時刻に、保護者、地域住民の有志の方々等により、見守り活動が行われております。PTAの交通安全指導や学校地域支援本部事業による見守り隊活動など、学区の状況に応じた取り組みを進めていただいております。

非行防止の活動ということでございますけれども、小中高生徒指導連絡協議会や学校警察連絡協議会等で、各学校の生徒の状況、他校、生徒のつながりなどについて、情報交換を行って、適切な対応ができるように努めておるということでございます。

また、協議会当日や祭礼開催時には、参加者を中心に地区パトロールも行っていただいております。今後も八街っ子サポート連絡協議会等の組織を活かした青少年健全育成を目指し、地域による見守り活動や声かけ運動の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（鯨井眞佐子君）

会議中ですが、昼食のため休憩いたします。

午後は1時10分から再開いたします。

(休憩 午前11時54分)

(再開 午後 1時10分)

○議長（鯨井眞佐子君）

再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○小山栄治君

それでは、午前中に引き続いて、質問させていただきます。

小中学生の警察への補導が、最近非常に増えているというようなことを聞きますけれども、非行防止の対策はどのようにしているのか、お聞きいたします。

○教育次長（長谷川淳一君）

法令や規律に違反する行為につきましては、毅然とした態度で指導と対応を行っているところでございます。学校では、厳重注意の上、本人に保護者と向き合いながら生活改善の方策について話し合いを行っております。

あわせて、警察や児童相談所など、外部機関との連携を密にして、多方面からの指導と支援が行われるように留意しております。学区の保護司、主任児童委員等とも連絡を取り合いながら、地域での生活について保護者への指導や助言、支援にもあたっております。

○小山栄治君

教育委員会の方では、小中学生の警察への補導、どのくらいの数があるのかということ
を把握しておりますか。

○学校教育課長（山下和代君）

把握しております。今年度、中学校で6名の報告が上がっております。

○小山栄治君

中学生で6名の補導ということですが、

それだけ非行が八街では進んでいるという
ことなんです。ですから、何とかこれを食い止めていかないと、ますます健全育成がしに
くくなると思いますので、もうちょっと対策を考えていただきたいと思いますが、その点に
ついてお願いします。

○教育次長（長谷川淳一君）

その人数については、私は全然承知していないので、申し訳ありません、わからないんで
すけれども、対策ということでございますけれども、先ほども答弁いたしましたように、新年度
から八街っ子サポート連絡協議会を立ち上げまして、各地域の方と協働して、共通認識のも
とに共通行動を起こすというようなことで、子どもたちの青少年健全育成に努めていくとい
うことで対応してまいりたいというふうに考えております。

○小山栄治君

ですから、もうちょっと真剣にやっ
ていかないと、八街の青少年を守っていかれないと思うんですよ。これからの八街を背負って、担っ
ていかなければいけない青少年を、私たちはきちんとやっ
ていかなければいけないと思いますので、よろしくお願
いしたいと思
います。

続きまして、非行少年に対して、学校の対応はどのようにしているのか、お聞きいたしま
す。

○学校教育課長（山下和代君）

+

先ほど、長谷川次長の方からもございましたが、まず、本人、保護者、また、関係機関等と連絡を取り合いながら全力で指導の方に努めております。

○小山栄治君

話に聞きますと、非行少年を学校に入れると普通の生徒が影響を受けてしまうということで、学校の中に入れないんだというような事例も聞いております。私は義務教育の中で、そういうことは非常にあってはならないことだと思うんですけども、その辺は認識しておりますか。

○教育次長（長谷川淳一君）

私の承知しているところでは、校門において、先生方が毎朝、子どもたちを出迎える際に規律を乱すような服装ですとか、そういったときには、直して戻ってきなさいというようなことで、入れないということではないというふうには聞いておりますけれども、そういった対応はしているというふうには聞いております。

○小山栄治君

服装の問題で帰されたというような話も聞きますけれども、影響を受けるということで、非行少年が入ってくると、普通の少年が影響を受けて、先生方も対応できないんだということで、学校に入れないで帰らせるというようなことも聞いておりますので、義務教育の中でぜひ、そういうことがあってはいけないと思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、青少年健全育成の最後の質問として、市長にお聞きしたいと思ひますけれども、先ほど私が言ひましたように、八街市において非行もかなり進んでおります。そういった意味から青少年健全育成条例を市長提案で、ぜひ、要望を出していただきたいと要望いたしますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

条例の制定ということで、小山議員の要望でございますけれども、条例の制定にあたりましては、その条例の実効性があるものにするために、条例に基づいて施策の展開について整理するなど、一定の準備が必要と思われまひます。検討の時間を少しいただきたいと思ひます。

○小山栄治君

よろしく検討して、できるだけ早いうちに八街市において、青少年健全育成条例ができるように要望しますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、農業問題の方に移らせていただきます。

誠和会で福岡県糸島市に行政視察に行つてまいりましたけれども、糸島市は八街と同じように農業人口の減少や高齢化による担い手不足ということで、市が糸島まるごと農学校ということで、いろいろな取り組みをしています。例えば百姓講座といいまして、農業の入門のきっかけとなるような講座を行っている。そういう講座をすることによって、今まで4名の新規就農を行う人が出てきたとか、まるごと米農場を行っているとか、種まきからそば職人という講座を開いたり、サツマイモ農業体験だとか、収穫ウオークラリー今昔物語、しめ飾

り体験など、いろいろな市で独自の講座を開いているんですね。八街市においても農業活性化のために、ぜひ、そういう講座を開いて、八街以外からでも、そういう講座を受けられるようにして、八街の農業の担い手、それから遊休地対策、そういうものに取り組んでいただきたいと思いますが、その辺についてのご意見をお聞かせいただきたいと思います。

○経済環境部長（中村治幸君）

農業体験につきましては、先ほど市長の方からご答弁がありましたとおり、八街市でも田植え体験や落花生の作付体験、これを幼稚園、小学校からやっていただいたり、あとは体験農園的なものも幾つかございます。神田の方にも民間の会社がやられておるのも実際にございます。ただ、現実これがなかなか普及しないというようなこともございます。

市といたしましても、この農業体験につきましては、議員さんのおっしゃるように、新規就農者の掘り起こし、あるいは耕作放棄地対策とあわせて、今後も新しい講座等を検討してまいりたいというふうに考えております。

○小山栄治君

知恵を出し合って、いろいろとイベントとか、講座を開いていただきたいと思います。八街は農業が元気がなければ、街全体が元気になりません。ですので、新しいイベント、市民と一緒に考えて、アイデアや知恵を出し合って、八街に少しでも多くの人が集まるように、いろいろなことを考えていっていただきたいと思います。

そういうことから、1つ提案させていただきます。八街農業の活性化のための活性化プロジェクトチームをぜひ立ち上げて、2年、3年先のプロジェクトを作り上げていただきたいと思いますが、それについてお伺いいたします。

○経済環境部長（中村治幸君）

これにつきましては、今お聞きしたところなので、今後検討させていただきたいというふうに思います。

○小山栄治君

よろしく願いいたします。これで、私の質問を終わります。

○議長（鯨井眞佐子君）

以上で、誠和会、小山栄治議員の個人質問を終了します。

次に、誠和会、小菅耕二議員の個人質問を許します。

○小菅耕二君

誠和会の小菅耕二です。通告に従い、順次ご質問いたします。

質問の第1番目は、健康づくりの推進について、ご質問いたします。

長寿は、私たちの最大の願いです。先般、平成22年、国勢調査の確定数が公表されたことを受けて、国立社会保障・人口問題研究所が、日本の将来推計人口を行い、その中で、国民の平均寿命は、平成22年、男性79.64年、女性86.39年となり、50年後の平成72年には、男性84.19年、女性90.93年と男性で4.55年、女性で4.54年の伸びになると発表されました。ちなみに、50年前の昭和35年では、男性65.32

年、女性79.19年となっていて、これまでの50年の歴史で、男性14.32年、女性で7.20年の伸びであります。まさに、長寿社会の実現ではないのかと思われます。

これまでの伸展の要因は、医療技術の進歩と国民皆保険や介護保険の導入などが、その大きな要因であることは、多くの方々の共通認識であります。

一方、充実した長寿社会の恩恵をいただくために、医療・福祉の社会保障の充実があり、その充実のために、国民の負担増が求められ、大きな社会的議論となっております。

私は、このような医療・福祉等の発展に基づく長寿社会の恩恵を享受するためには、自らの健康増進については、自ら追い求めることが不可欠のことであり、その前提に立って、日常生活を送ることが必要であると思います。自らの健康を追い求めようとしたときに、どうすればいいのか知り得て、かつ行動することができる環境が整っていることが必要で、市ご当局として健診を受けやすい環境を作り、受診率の向上に積極的に取り組んでいただきたいとともに、生涯にわたって健康で元気に安心して市民が暮らせるよう、体や心や歯の総合的な健康づくりにも取り組んでいただきたいと存じます。

また、市民各位におかれましては、健康に対する意識を持ち、自ら進んで健康づくりを実践なされ、定期的に健診を受診していただきたいと存じます。

そこで、質問の第1は、生活習慣病などの解消のための健康づくりにどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

次に、質問の第2は、元気に安心して暮らせるよう、体や心や歯の健康づくりに、どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

次に、質問の第2番目は、生涯学習の推進についてご質問いたします。

少子高齢化、核家族化、女性の社会進出などの進展、地域コミュニティのつながりの希薄化などの背景に、家庭や地域における人間形成力や教育力の低下が指摘されているところがあります。家庭教育の充実の支援、地域における青少年の学びの場の創出、楽しく子育てができ、子どもたちがすくすくと育つ学習環境の整備、団塊の世代の退職に象徴される増加する高齢者の学習意欲に応える学習に関する情報提供と学習機会の提供などの市民要望が高度情報化、国際化などの社会変化に伴って、確実に変化しております。

そして、子育ての学習機会の拡充への市民要望、家庭教育はすべての教育の出発点であり、基本的な生活習慣や社会マナーの涵養、自立心、知的好奇心の培い。このような家庭教育についての再認識や子どもの発達、子どもとの接し方を学んだり、障がいのある子どもの可能性を最大限に伸ばす家庭教育が児童福祉、社会福祉分野などとの連携の中で進められることが必要と思われます。

また、心身ともに著しく成長する青少年期に学校教育のステージを飛び出しての社会コミュニティが主体となったボランティア活動などの社会奉仕体験活動や自然体験活動の機会の提供は、人間性や協調性、物事を考える視野の広さや想像力、自立心の涵養に極めて重要であります。

さらに、長寿社会となった今日、健康に暮らすことは誰もが持つ共通する強い願いであり

ます。特に健康の維持増進は、生涯学習に取り組むための大きな動機にもなっております。

これまで、スポーツは学校体育が中心でしたが、身近な地域において、スポーツ・レクリエーションが楽しめる場づくりが求められております。

一方、障がいのある方々の自立と社会参加を支援するため、教育から就労、スポーツ・レクリエーションなどの多方面にわたり、障がいの程度に応じた学習機会も求められております。

このような背景の中、生涯学習活動は、学習者の関心に応じ、それぞれに適した方法で展開されるものではないのでしょうか。そして、生涯学習に対する市民のニーズは、量的にも、質的にも高まってきており、既存の公共施設ではできない高度な学習活動への対応、多様化するニーズに適切に応えるプログラムの策定や調整機能の充実がなされなければならないところでもあります。このためにも、公民館、図書館、スポーツ施設などの社会教育施設をはじめ、各種の社会福祉施設、コミュニティ施設などにおいて高齢者や障がい者の安全な利用のためのバリアフリー化の推進など、既存施設の利便性の向上が求められております。

そして、学校の持つ教育機能の開放は、市民の学習機会を充実させるとともに、地域と学校の結び付きを深められることによって、学校運営への市民参加が、よりスムーズに進められると思うところであります。

また、近年は学んだ成果を地域社会の中で活用し、貢献したいと考える方々が増えてきております。その代表的なものが、ボランティア活動であります。ボランティア活動は、それ自体が学習活動であり、また、それまでの学習を深める機会でもあり、活動によって他の方々の学習機会を創出するという多方面の機能があり、これらの活動によって、ともにつくるまちづくりへの確かな歩みとなるのではないのでしょうか。

そこで、質問の第1は、市民の誰もが生涯を通して学び続けられる学習環境の整備をどのように推進するのか、お伺いいたします。

次に、質問の第2は、生涯学習等で得た知識や成果を活かせる地域社会づくりをどのように進めるのか、お伺いいたします。

次に、質問の第3番目は、安全で安心して暮らせる街づくりについてご質問いたします。

3・11の東日本大震災から約1年、改めてお亡くなりになった方への深甚なる哀悼と被災者の皆様へのお見舞いを申し上げますとともに、復興のための諸活動を継続してまいりますことを重ねてお誓いするものであります。

さて、大規模災害発生時には、地域防災力の向上と、行政、関係機関、地域住民が連携した総合的な減災対策が必要であります。特に、災害時要援護者である帰宅困難者や、ひとり暮らしの高齢者や障がい者への災害時における救援等の手だての構築は、現在の急務であります。

また、大規模災害発生時はもとより、日々の災害を減らし、市民の生命・身体・財産を守るために、消防機能の充実・強化が必要であります。そのための消防力の向上には、訓練や研修等による消防職員の技術力アップと消防団員の確保と育成や施設・装備などの消防体制

の整備充実に一層の取り組みをお願いするものであります。

さらに、災害時に避難所等として機能する避難拠点体制の整備を進め、地域の防災拠点の機能発揮を確実なものにするよう急ぎ、取り組んでいただきたいと思います。

一方、依然として、ひったくり・空き巣等が横行しております。地域社会のつながりの希薄化や社会環境の変遷により、犯罪の形態が複雑化・多様化して、今までに考えられなかった凶悪な事件も発生してきております。地域の防犯力の向上が重要視されているところでもあります。

市民、町内会、事業者、警察、行政が連携し合って、犯罪発生の防止を目指した防犯街づくりが必要と思っております。犯罪発生情報の共有化、街灯の適正配置や周囲からの見通しを確保するなど、防犯に配慮した街づくりを目指して、行政と関係機関と市民が連携した積極的な取り組みが望まれるところであります。

そこで、質問の第1は、災害時要援護者支援などの減災対策をどのように推進するのか、お伺いいたします。

次に、質問の第2は、消防団員の確保と育成をどのように進めていくのか、お伺いいたします。

次に、質問の第3は、避難拠点体制の機能充実にどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

次に、質問の最後の第4は、市民の防犯に対する意識を高め、市民が主体となって進める防犯街づくりを進めてはどうか、お伺いいたします。

以上で、第1回目の質問を終了いたします。明解なるご答弁をお願いいたします。

○市長（北村新司君）

個人質問10、誠和会、小菅耕二議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1.健康づくりの推進について答弁いたします。

(1)(2)は関連しておりますので、一括して答弁いたします。

元気で安心して暮らすためには、生活習慣病や寝たきりなどを予防し、健康寿命の延伸を図ることが重要であると考えております。

市では、生活習慣病を予防するために、特定健康診査や特定保健指導、健康手帳の交付などを実施しております。このほかに「体と心」の健康づくりとしては、メタボリックシンドロームを予防・解消するための集団健康教育、効果的に歩く方法を学ぶウォーキング講演会、がん検診や健康まつり、街の健康相談室、地域からの依頼により、保健師等による出前講座を実施しています。

また、保健推進員が、運動、栄養、子育て支援などの健康に関する知識を市民に伝えるため、伝達講習会も開催しております。さらに、生涯学習講座や体育指導員と連携したノルディック・ウォーク体験教室、市民ハイキングや各種講座等に参加していただき、健康を維持しつつ、自分に合ったスポーツや趣味に親しむことが、心と体の健康づくりにつながるものと考えております。

なお、市民の皆様が運動の目標値を設定して、ウォーキングができるよう、スポーツプラザの多目的広場や大池調整池に距離の表示をいたしました。

また、市内の名所や史跡を探索するコースとしては、「八街の文化財・やちまた歴史散歩」という小冊子に、5つのコースが紹介されており、歩く距離や徒歩での所要時間が記載されておりますので、あわせてご活用いただきたいと思います。

次に「歯」の健康につきましては、幼児歯科健診、保育園、幼稚園、小学校でのブラッシング指導を実施するとともに、介護予防事業では、口腔機能向上指導などを実施しております。生涯を通じて自分の歯でしっかりと噛んで食べるだけでなく、バランスのとれた適切な食生活を送ることが、肥満や糖尿病などの生活習慣病の予防につながってまいりますので、歯の健康の重要性について、周知してまいりたいと思います。

今後も、これらの事業を推進することにより、市民の健康維持・増進を図り、健康管理を自ら継続して行うことができるよう、支援してまいりたいと考えております。

次に、質問事項3. 安全で安心して暮らせる街づくりについて答弁いたします。

(1) ですが、本市において大規模災害が発生した場合の医療・救護活動については、八街市地域防災計画に基づき、対応を図ることとなっております。このような事態となる大規模災害にあつては、医療機関への負傷者の集中を防ぎ、かつ円滑な治療の実施を可能とするため、総合保健福祉センター及び地元医療機関等を中心とした救護所の設置を行い、対応することとなっております。

また、地域によっては、本市の診療機関等が麻痺するおそれや、いち早く医療チームを派遣し、被災現場における応急治療を行わなければならないことが想像されますので、必要に応じて、「災害時の医療救護活動に関する協定」を締結している印旛市郡医師会や日本赤十字社千葉県支部に医療救護班の出動要請を行うことで対応を図ることとしております。

次に(2) ですが、本市の消防団は、定員595名に対し、現在477名の団員が市民の生命・財産を守るため、日夜、防災活動にご尽力をいただいているところでございますが、全国の傾向と同様に、本市においても、近年の就業構造の変化等により、地域防災の中核となる消防団員の確保に苦慮しているところでございます。

このため、平成22年に消防団条例の一部を改正し、任命要件を緩和することで対象の範囲を広げ、団員の確保に取り組んでいるところでございます。

また、環境面でも老朽化や仮設トイレにより、消防機庫が使用しづらい分団もございますので、これらを解消すべく計画的に整備を行い、入団しやすい環境づくりにも取り組んでいるところでございます。

なお、減少傾向にある消防団の組織力を高めるため、消防署の協力を得まして、連結送水訓練、非常招集訓練、普通救命講習などの訓練を毎年実施しているところでございます。

次に(3) ですが、個人質問1、加藤弘議員に答弁したとおり、本市の防災備蓄倉庫につきましては、平成8年度から整備を進め、現在、市内30カ所の避難場所のうち15カ所目を整備中でございます。現在、備蓄している資機材等につきましては、非常食、非常用毛布、

発電機、投光器、折り畳み式リヤカー等でございますが、備蓄量としては、まだ十分とは言えないことから、東日本大震災の被災地や市内において長期停電となったことを教訓に、今年度は特に必要とされる発電機や投光器、幼児や女性の視点に立った備蓄資機材の整備を行っております。

また、「けやきの森公園」につきましては、平成11年度に都市公園として供用開始され、当初から市指定の避難場所として、公園建物に隣接し、防災備蓄倉庫を設置しておりますが、大規模災害などの発生直後においては、中心市街地に位置していることから重要な避難拠点となることが考えられますので、備蓄用資機材等についても充実を図ってまいりたいと考えております。

次に(4)ですが、本市では平成20年3月に「安全で安心なまちづくり条例」を制定し、市・市民・事業者が、ともに協力しながら安全で安心して暮らせる地域社会を実現するための基本理念等を定めたところでございます。

その中には、市の基本方針が記されておりますが、具体的な本市の防犯対策としましては、警察や防犯組合等と連携した街頭啓発や自転車盗難対策指導など、防犯思想の普及活動を行っているところでございます。

また、市職員により、青色回転灯付き防犯パトロール車で市内を巡回し、見せる防犯活動も進めているところでございます。

さらに、犯罪の発生を未然に防ぐとともに、歩行者の通行の安全を確保するため、電気代や器具修繕等の維持管理を含めた防犯灯設置事業も進めております。

市では、自分の安全は自分で守るという意識のもと、毎年4月の区長会において佐倉警察署長とともに防犯指導員及び防犯連絡所を委嘱をさせていただき、市内の防犯に対する意識の高揚と防犯活動の推進に努めております。

また、市内では防犯ボランティアとして15団体、約600人の皆様が「さくら防犯パトロールネットワーク」に加盟し、地域の安全・安心のため、活動していただいております。

市としましては、防犯団体に対して、帽子や腕章、マグネット等の物的支援を行うとともに、加盟団体には、定期的に佐倉警察署管内における犯罪の発生状況について、警察からメールやファクスが送信される「さくら防犯パトロールネットワーク」への参加を呼びかけているところでございます。

今後も警察やパトロールネットワークと連携して、警察と行政と市民が一体となって安全で安心して暮らせる街づくりに取り組んでいくとともに、まだパトロール隊がない地域につきましては、パトロール隊の組織化についても支援を行ってまいりたいと考えております。

○教育次長（長谷川淳一君）

質問事項2. 生涯学習の推進について、答弁いたします。

(1)ですが、市民の価値観が多様化・高度化し、学習方法や学習形態が多岐にわたっていることから、市民の学習ニーズに応じた学習機会の拡充・提供に取り組んでおります。

本市では、平成11年に策定した「八街市生涯学習推進計画」に基づき、「八街市総合計

画2005第2次基本計画「八街市教育施策」の中で生涯学習を推進しているところです。

こうした中で、社会教育課ではガーデニング教室やパソコン教室を開催し、今年度は新たに絵手紙教室を実施しており、生涯学習の拠点であります中央公民館では、年齢層等を考慮した幅広い講座や教室の提供に努めております。

また、図書館や郷土資料館、その他各課等で行っている学習情報や指導者情報を収集し、これらをまとめた「生涯学習ガイド」や「こうみんかんだより」「図書館だより」などで情報提供を行うとともに、市の広報、ホームページやJR八街駅ギャラリーを利用してお知らせしております。

次に(2)ですが、平成17年度から21年度に文化財の保存・活用を協働で行うために実施した文化財ボランティア講座を修了された方々には、現在、地域文化財の見回りや郷土資料館において、資料の整理などを行っていただいております。

また、学校支援ボランティア講座修了者は小学校の総合学習でゲストティーチャーを務めるなど、学校支援活動に貢献していただいております。

さらに、中央公民館の講座受講者がサークル団体を結成し、定期的に活動することで、さらなる知識や技術を習得され、活動の中で指導者的な役割を担っている方もおります。

今後も生涯学習活動で得た知識等を活かせる環境の充実に努めてまいります。

○小菅耕二君

丁寧なご答弁、ありがとうございました。何点か質問させていただきます。

健康づくりの推進についてですが、体や心の歯の健康づくりで、特に歯については、就学時には指導が行われておりますが、高齢者以前の働き盛りの方々への歯の健康づくりについては、どう取り組まれているのか伺います。

○市民部長（加藤多久美君）

お答え申し上げます。いわゆる低年齢層の歯の健康にどのように取り組んでいるかということでございます。それについては、本市におきましては、かつて歯周病予防教室ということで、平成9年度から平成18年度にかけて、そういう教室を行いまして、歯科の先生にお願いしまして、講師をしていただくとか、私どもでいいます歯科衛生士によるブラッシング指導等の保健指導を行っておったところでございますが、やはり参加人数が1けたとか、なかなか集まらないということで、中止した経緯がございます。

また、近隣の自治体で成人歯科の健康診査をやっているところもございますが、その実績を見てみますと、平成22年度なんですけれども、大体、受診率が1パーセントを切ってしまうというような結果でございまして、やはり昼間、成人の方に対して、そういう歯科健診をするというのはなかなか難しいということで、今後とも効果とかはわかるんですけれども、やはり実施体制とか、受診者側から見ると、なかなか難しいのではないかとということで、具体的には、まだ考えておりません。

しかしながら、やはり自分の歯でしっかり噛むということは、バランスのとれた食生活につながりますので、平成24年度、来年度でございまして、市の中央公民館においていろん

な講座が開かれております。その講座の1つにおきまして、歯の健康とか、歯のブラッシング指導等を取り入れていただきたいということで、今、公民館と協議の方をしておるところでございますので、実施に向けて希望は持っているところでございます。

また、そのほか、いろいろと歯科健康教育については、やはり今後ともいろんな点で、啓発とか、そういうことを普及してまいりたいということが、現実的な対応の仕方でございます。

○小菅耕二君

歯の健康は、これから高齢になられてから大切なものですので、また、このことが逼迫した財政、いわゆる医療費の削減にもなるかとも思われますので、ぜひとも、これから積極的に進めていっていただきたいと思います。

次に、生涯学習で中央公民館の講座から、先ほどサークル団体が結成されたとのことですが、どのようなサークルが生まれてきたのか、具体的に伺います。

○教育次長（長谷川淳一君）

お答えをいたします。ただいま、手元の資料で申し上げますと、平成19年度からの資料でございますけれども、平成19年度は中央公民館の講座、男の料理教室、ここからサークル活動へと移行したものが、男の料理同好会という形で移行されております。

それから、平成20年度が、そば打ち体験教室という講座から、八街そば打ち同好会というサークル活動に移行しているということでございます。

それから、平成21年度が、子どもが喜ぶお弁当づくり教室、ここから、マンマクッキングというサークル活動に移行していると。

また、平成22年度には、色鉛筆講座という講座から、レモンの会というサークル活動に移行していますということでございます。

また、今年度につきましては、60歳からの健康体操という講座からは、3Bサークルという名称のサークル活動へ。それから、生きがい短期大学からは、書道クラブリンドウというサークル活動に移行している団体があるということでございます。

○小菅耕二君

そのように、サークル活動で盛んに活躍されている方が、次々に生まれることを望みます。続いて、安全で安心して暮らせる街づくりについて伺います。

先ほど、消防団員の確保に苦慮されているということで、消防団条例の一部を改正し、任命要件を緩和したとのことですが、これは平成22年度のことですが、その内容と、また、その成果がどのようにあらわれたのか伺います。

○総務部長（浅羽芳明君）

消防団条例の改正でございますけれども、ただいま議員さんからありましたように、改正執行法については、平成22年9月29日ということになります。

改正の内容でございますが、それまでは、消防団員の資格要件として、本市に居住する年齢満18歳以上、満50歳未満であることということで、ただし書きはありますが、これは

原則でございました。

改正後につきましては、本市に居住し、または勤務する年齢18歳以上の者であることということで、1つは居住という要件、これに勤務をするということが加えられたということ。それから、年齢要件につきましては、上限を取り払ったというようなこと。この2点が改正の内容でございます。

それから、この改正による効果ということでございますけれども、この直接の効果というのは、残念ながら把握できておりません。また、消防団員そのものも、依然として消防団員数も横ばい状態ということになっております。しかしながら、例えば仕事などのつながりで、他の市町村から来ている方、この方についても勧誘がしやすくなったというようなことはあるかと思えます。

それから、年齢要件に関しましては、平成23年4月1日現在で、50歳以上の団員の方が65名いらっしゃいます。これは、条例改正ということではなくて、先ほど申し上げましたように、改正前の規定の中にも、ただし書きで1個分団管下が少数地域の団員については、特に必要があるときは、この限りではないというような規定がございますので、恐らくそれに基づいて委嘱されていた方がほとんどということになると思われましても、いずれにしても、その条例が改正をされまして、上限が撤廃されましたので、50歳以上であっても意欲ある方の参加、これも望めるものというように期待はしております。

○小菅耕二君

消防団員の確保には大変苦勞されていることが、よくわかりました。

また、消防団員の単に数だけ増やせばいいというわけではございませんので、消防団員の質も最近問われております。ぜひとも、消防団の活動は継続されるよう、組織も充実されるようお願いいたします。

次に、佐倉防犯パトロールネットワークについて、先ほど言われておりましたが、防犯ボランティアとして15団体、数にして600人という大勢の方が参加されているようですが、15団体の中で主だったものは、どういう団体なのか、教えていただきたいと思えます。

○総務部長（浅羽芳明君）

先ほど、市長答弁の中で、防犯ボランティア団体15団体、約600人ということで、主な内訳でございますけれども、形態といたしましては、1つは住野や文違などのように区長さんを代表として区内で活動する団体がございます。これは、例えば住野区自治会防犯パトロールというようなことで、これに加入されている方、登録されている方が186名いらっしゃいます。

それから、文違区につきましては、文違区防犯パトロールということで、180名登録をいただいております。

それから、区長を代表とするということではございませんけれども、三区にあります八街三区防犯パトロールのように、区内全域を活動するために結成された団体、こういったような団体もございます。

それから、ほかに、また違った形態で、一区では八街市一区第一町内会防犯パトロール隊というのがございますけれども、このように町内会単位で活動をしていらっしゃる団体。それから、八街北地区の方では、行政区単位ということではなくて、八街北小学区の地域全体を守るというような団体。それから、二州小学校の方では、PTAが中心となって子どもさんの安全を見守っていただいている団体。今申し上げたように組織形態はさまざまでございますけれども、そういった方々に活躍をしていただいております。

この結成過程は、さまざまでございますけれども、このように地域単位で見守っていただくこと、これが非常に重要なことでございますので、先ほど市長からも答弁を差し上げましたとおり、年度初めに区長会がございますので、防犯指導員の委嘱等とあわせて、この防犯団体の設立を増やしていきたいということで考えておりますので、その辺のお願いもしていきたいなと思っております。

○小菅耕二君

防犯ネットワークを組織されている地域もあるようですが、先ほどパトロール隊がない地域があるということも言われておりましたので、その地域はどのあたりか、教えていただきたいと思えます。

○総務部長（浅羽芳明君）

今現在、パトロール隊が結成されているところ、今申し上げましたように、住野、文違、区単位ということではございませんけれども、三区、山田台、西林、勢田、泉台、それから、先ほど申し上げましたように八街北小学区、それから真井原、二州小学校の学区、それから一区の町内会、それから富山というような形。15団体の内容というのは、そういうところでございますので、まだまだ防犯パトロール隊が結成されていないところは、数多くありますので、その辺につきましては、先ほど申し上げましたとおり、こちらからも働きかけをしていきたいなというふうに思います。

○小菅耕二君

ぜひとも、八街市全体が安心して安全で暮らせるような街づくりを目指して、頑張っていたきたいと、このように思います。

これで、質問を終わります。

○議長（鯨井眞佐子君）

以上で、誠和会、小菅耕二議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 1時59分)

(再開 午後 2時09分)

○議長（鯨井眞佐子君）

再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○教育次長（長谷川淳一君）

先ほどの小山議員の質問の関係で、一部訂正とご報告をさせていただきたいと思います。
先ほど、補導者6名ということで答弁いたしましたけれども、補導ではなくて逮捕、今年逮捕者が6名、中学生でいたということでございます。

以上です。

○議長（鯨井眞佐子君）

それでは、次に、誠和会、長谷川健介議員の個人質問を許します。

○長谷川健介君

誠和会の長谷川健介です。通告に従い、順次質問をさせていただきます。

まず、質問事項1. 暮らしやすい街づくりについて。

（1）道路整備について。

①市道114号線の整備についてですが、前回の質問の答弁で、県との協議をしながら事業を立ち上げていくとのことでしたが、県との協議はどうなったのか。その後の進捗状況を伺います。

②市道211号線、212号線の道路の名称について。

他市町村でも道路愛称を付けているところがありますが、例えば、八街市でも市道211号線、212号線は、八街市や千葉県広報にも掲載されている桜並木の名所となっておりますが、こういった市内外にも知られている道路に道路愛称を付けるということに市としては、どのように考えているのかを伺います。

2. 安全な街づくりについて。

（1）各小中学校の耐震について。

①耐震補強の現状についてですが、昨年3月11日に発生した東日本大震災以降、東北地方をはじめ、広範囲にわたり地震活動が活発化しており、また、いつ巨大地震が発生するかもしれないという状況が続いている中で、現在、八街市の小中学校の耐震補強の状況はどうなっているか。また、今後の計画等はどうなっているのかを伺います。

3. 住みよい街づくりについて。

（1）スポーツプラザの利用について。

①スポーツプラザでの各種証明書の発行についてですが、現在、山田台郵便局で各種証明書の発行サービスが行われていますが、このように、わざわざ市役所まで行かなくても、近くの施設でこのようなサービスをしていただければ、周辺地域の住民にとっては距離や時間の短縮などの利便性につながると思います。

そこで、スポーツプラザでも山田台郵便局と同様のサービスができるようにしていただ

ないかを伺います。

②スポーツプラザでの週末市の開催についてですが、八街市の農産物や商工業製品を市内外の皆様に知っていただくためのPRとして、スポーツプラザ利用者が多い週末に直売所を開くとした場合に、スポーツプラザ内の空いている場所を借りることは可能かを伺います。

4. 魅力ある街づくりについて。

(1) フィルムコミッション（映画等の撮影場所誘致や撮影支援をする公的機関）について。

フィルムコミッションの市の考え方についてですが、2000年頃から映画撮影などのロケ地の誘致をすることによって、地域活性化や文化振興、観光振興を図る目的とされフィルムコミッションに注目が集まっています。そこで、八街市ではフィルムコミッションの受け入れ体制はどうか。また、フィルムコミッション活動としてどのようなことを行っているのか。以前にロケが行われた場所などあれば、教えていただきたいので、よろしくお願いたします。

以上、壇上での質問を終了いたします。明解なるご答弁をお願いいたします。

○市長（北村新司君）

個人質問11、誠和会、長谷川健介議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1. 暮らしやすい街づくりについて答弁いたします。

(1) ①ですが、市道114号線の整備における進捗状況ということでございますが、9月議会において、川上県道との交差点改良を実施した後、市道114号線の整備を実施してまいりたいと答弁したところでございます。

県道の交差点改良について、印旛土木事務所に確認したところ、平成24年度に測量、設計などの業務に着手する予定であると聞いております。その後、公安委員会との協議や用地交渉を実施していくこととなりますが、その際には、市道側の拡幅も必要となりますので、県と協力して進めてまいりたいと考えております。

次に②ですが、県内にも道路に愛称を付けている自治体が、幾つか見受けられます。ご指摘の市道につきましては、クリーンセンター入口から用草、根古谷を經由し、佐倉地先に抜ける道で、沿道には桜の木が植えてあり、桜の季節にはとても美しい街道となります。

このような市道に愛称を付けることは、市民生活の基盤である道路の位置が、市民にわかりやすくなるとともに、親しみやすくなり、道路を大切に利用していただくためには、効果があると考えられます。

愛称づくりを進めている自治体では、市民の声を反映した形で決定しているケースもあることから、今後、市道の愛称の設置について、関係各課等で研究、協議してまいりたいと考えております。

次に、質問事項3. 住みよい街づくりについて答弁いたします。

(1) ①ですが、現在、各種証明書の発行につきましては、市役所窓口及び山田台郵便局で行っております。

また、市役所1階には、自動交付機を1台設置し、平日及び祝日や年末年始を除く土曜日・日曜日に住民票の写し、印鑑証明書を交付しており、さらに毎月最終日曜日の窓口開庁により、市民サービスの向上を図っております。

山田台郵便局への委託につきましては、平成20年10月31日にJAいんば南部支所の廃止に伴い、南部地区の皆様へのサービスが低下することのないよう、その代替として「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律」に基づき、郵便局株式会社と協定を結び実施しております。

ご質問のスポーツプラザでの各種証明書を発行するための体制を整えるには、新たな人員の配置と住民基本台帳システム及び戸籍システムの設置に係る予算の確保が必要となりますので、現時点におきましては考えておりません。

次に、質問事項4. 魅力ある街づくりについて答弁いたします。

(1) ①ですが、千葉県は、豊かな自然、多彩な街並みに恵まれている上、首都圏に位置する好立地条件から、各地で映画やテレビドラマなど、数多くの撮影実績がございます。本市におきましても、時々ではございますが、撮影に利用したいという問い合わせもあり、その際には各施設担当課などにおいて対応しているところでございます。

現在、千葉県には、財団法人ちば国際コンベンションビューローが事務局となっている、千葉県フィルムコミッションが設置されております。この業務概要としては、映像制作プロジェクトを地域に誘致し、ロケの支援を行ったり、ロケ地情報の提供、撮影許可手続の一本化、関連サービス産業等の紹介、その他、円滑な撮影のために窓口を一本化し、ワンストップのサービスを提供しております。

さらにロケーション探しから、施設等の紹介、ロケの同行・立合いまで、一連のロケーション支援業務を行っております。

なお、千葉県フィルムコミッションから情報提供があり、昨年7月29日と30日の2日間にわたり、NHKで放送されました、NHKスペシャル「未解決事件グリコ・森永事件」は、本市で撮影された場面もあり、ロケ地は供用開始前の八街バイパスで、昨年2月に撮影されたものでございます。

本市といたしましては、市単独でフィルムコミッションを設置するのではなく、今後とも、この千葉県フィルムコミッションを積極的に活用するなどして、八街市のPRにつなげてまいりたいと考えております。

○教育次長（長谷川淳一君）

質問事項2. 安全な街づくりについて答弁いたします。

(1) ①ですが、学校施設の耐震補強につきましては、すべての小中学校の耐震診断を行った結果を受け、緊急性の高かった八街中学校校舎及び屋内運動場、並びに実住小学校屋内運動場について、計画を前倒しする形で、平成21年度、平成22年度に実施いたしました。

現在、耐震補強が必要な学校は、小学校4校であります。

まず、危険度の高い朝陽小学校を優先事業とし、実施してまいる計画であります。

また、今後の朝陽小学校改築計画につきましては、平成24年度に実施設計、平成25年度から26年度にかけて工事を実施する計画であり、危険校舎の改築に合わせ、プレハブ校舎の解消、屋内運動場の改築も実施していく計画であります。

川上小学校、交進小学校、八街東小学校の3校につきましては、今後、財政状況を踏まえながら、教育委員会としては、平成27年度までの国庫補助率のかさ上げ期間も考慮し、順次計画的に整備を実施してまいりたいと考えております。

次に、質問事項3. 住みよい街づくりについて答弁いたします。

(1) ②ですが、スポーツプラザでは、週末や休日には各種のスポーツ大会が開催され、多くの市民が参加しております。その場を活用して、週末市などの青空市を開催してみてもどうかというご質問ではありますが、本年度に開催した市民体育祭やピーナッツ駅伝大会では、関係団体との協力を得て、フルーツアンドキャロットや落花生など、市の特産物のPRを行ったところであります。

教育委員会といたしましては、スポーツプラザの利用者が、スポーツ活動に支障がない限り、場所の提供はしてまいりたいと考えております。

○長谷川健介君

明確なご答弁、ありがとうございました。

まず、道路整備ですけれども、市道211号線、212号線の愛称についてですが、今後、研究・協議していくとのことですが、その研究・協議といったのは、いつ頃の話になるのでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

今回、初めての提案でございますので、今年度、研究・協議してまいりたいと考えております。

○長谷川健介君

ありがとうございました。できれば、早い時期にお願いしたいと思っております。

また、このような場所に道路愛称を付けることで、市内外の方が、よりわかりやすくなるので、できるだけ市内のこのようなスポットとしてPRしていくような場所に道路愛称を付ける事業を今後も進めていただくことをお願いいたします。

続いて、小中学校の耐震補強ですが、昨日も話がありましたが、できるだけ早い時期に耐震化の事業を優先に行っていただきたいということを要望いたします。

あと、続きまして、スポーツプラザでの証明書の発行についてなんですが、現在、山田台郵便局での近年の利用状況はどうか教えていただけますでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

山田台郵便局の利用状況でございますが、まず、平成22年度でございますが、この1年間で計453人の方が利用なさっております。1カ月平均しますと、37.8人。それから証明書の交付件数については、1年間で631件、1カ月平均で52.6件。それから、本年度、23年度の1月末までの実績、10カ月間で333人の方が利用なさっております。1

カ月平均にすると33.3人でございます。証明書の全体の件数は10カ月間で455件、1カ月平均しますと45.5件と、このような実績となっております。

○長谷川健介君

ありがとうございました。このように、やはり地域に近いところにこういったサービスがあれば、利用する方もいるということですので、スポーツプラザにおいても、交進や川上地域の住民等のニーズもありますので、今後もこのサービスについて考えていただけるようお願いいたします。

続きまして、フィルムコミッションについてなんですが、先ほどのご答弁の中で、市独自では行わないということですが、実際にロケ等が行われている、そういう話があるということは、制作者側にもニーズがあることだと思いますし、八街市を外に宣伝、また、アピールしていく方法としても、市独自である意味があり、必要なのではないかと思います、いかがでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

先ほど市長が答弁した中では、現状として、そのような問い合わせも少ないということ。それから、実績も事実少ないということ。それなりの需要があるということであれば、市単独でのコミッション設置というのでも考えられるところでございますけれども、現状では、そのような状況がないということから、市単独ではなくて、県の方の組織を活用させていただくということでお答えをさせていただいたところでございまして、当然、例えば市を挙げての撮影プロジェクトなどが提案をされるということになれば、それは当然のことながら、市はそのお手伝い、支援をしていくということはやぶさかではないというように考えます。

○長谷川健介君

ありがとうございました。現在のところは、あまりそのニーズもないということですが、八街市のよいところをもっと市内外、また県外に発信し、宣伝や地域活性化をしていくためにも、このような事業も大事だと思われま。必要だと思いますので、今後もこのような事業も進めていっていただくこともお願いいたします。

以上で、私の質問を終わりにいたします。

○建設部長（糸久博之君）

市道の愛称の検討の件で、私、今年のもりで今年度と申してしまいました。来年度に訂正させていただきます。

○議長（鯨井眞佐子君）

以上で、誠和会、長谷川健介議員の個人質問を終了します。

次に、公明党、服部雅恵議員の個人質問を許します。

○服部雅恵君

公明党の服部雅恵でございます。通告に従いまして、順次ご質問させていただきます。

質問事項1. 子育て支援についてご質問いたします。

要旨（１）保育園についてご質問いたします。

現在、全国的に少子化が進んでおりますが、景気が悪く、働くお母さんが増えていること。また、核家族化により保育園に対するニーズは高まっております。しかし、ゼロ歳児、１歳児、２歳児の受け入れは困難をきわめ、待機児童が増えている現状です。

そこで、お伺いいたします。

①現在の待機児童の現状についてお伺いいたします。

②２４年度、安心こども基金を利用して、新たに、私立認可保育園の開設を予定されておりますが、その概要についてお伺いいたします。

今日の地域社会においては、就労形態の変化、地域コミュニティの希薄化や少子化などを背景に家庭や地域の子育て機能が低下しており、さらに地域住民や行政が連携して、幅広い子育て支援施策を着実に推進していくことが求められています。

市立保育園の運営においては、常に現状を点検し、多様化する保育ニーズに対応するため、効率的・効果的な運営に努めることが必要であると思われまます。

しかし、今後さらに人口が減少し、市の財政規模が縮小していくと予想されることや、予算制度の見直しが全国的に進められていることから、市立保育園を現状のまま存続させることが困難と思われまます。行政が限られた予算の中で、最小の経費で最大の効果を挙げるよう努力することは、市民に対する責務の１つと考えまます。より少ない経費で、同じサービスを提供できる方法があれば、その方法を検討すべきであると考えまます。

１月に視察に行った鹿児島県日置市では、保育所あり方検討委員会を設置し、平成１９年から時間をかけ、民営化を進めておりました。多様化する保育ニーズや地域の子育て支援ニーズにより、適切に対応し、市全体の保育の水準を向上させていくためにも、市立保育園の民営化に対する検討を進めていくべきかと思ひまます。

そこで、③市立保育園の民営化に対するお考えをお伺いいたします。

要旨（２）児童虐待についてご質問いたします。

児童虐待による痛ましい事件が連日のように報道されています。児童虐待は発見や対応が遅れるほど、親と子どもの両方に対する手厚い支援が必要になることも踏まえると、早期発見、早期対応の体制を強化することは、児童虐待をなくするための必要不可欠な取り組みです。

そこで、①八街市における児童虐待の現状をお伺いいたします。

②児童虐待の掌握は、どのようにされているのか、お伺いいたします。

③虐待防止に向けての対策についてお伺いいたします。

質問事項２．高齢者問題についてご質問いたします。

要旨（１）買い物弱者についてご質問いたします。

高齢化が進み、買い物や病院に行くのが大変という声が多く聞かれます。ふれあいバスのダイヤ改正により、便が悪くなり、困っているという声も多く、今現在は車に乗れる人も、この先が不安との声も聞かれます。デマンド交通の早急な導入が望まれます。

今後、買い物弱者はますます増加すると思われまます。八街市では、社会福祉協議会のほほ

えみ事業で、有償ボランティアサービスを行っておりますが、そこで、①有償ボランティアサービスの利用状況についてお伺いいたします。

②今後の買い物弱者に対する対策についてお伺いいたします。

質問事項 3. 活気あふれる街づくりについてご質問いたします。

要旨 (1) 八街駅南口の活性化についてご質問いたします。

JR八街駅南口に、空き店舗を利用した「ぼっち」がありますが、①ぼっちの利用状況についてお伺いいたします。また、今年度、緊急雇用対策が終了した後で、どのように運営していくのか、あわせてお伺いいたします。

②駅前活性化に向けた今後の計画についてお伺いいたします。

質問事項 4. 健康問題についてご質問いたします。

要旨 (1) AED設置についてご質問いたします。

AEDは、皆様ご存じのとおり、心疾患により突然に心臓が止まった傷病者に電気ショックを与え、心臓の働きを戻すものです。平成16年から医療従事者だけでなく、一般の人でもAEDの使用が可能となり、公共施設や民間施設への設置が進んでまいりました。

そこで、①八街市における現在のAED設置数についてお伺いいたします。

AEDは、いざというときに、いつでも使えなければ意味がありません。しかしながら、公共施設である市役所、学校、公民館等は、すべて建物内にAEDが設置されており、閉館時は使用できません。目の前にAEDが設置されている公共施設があっても使えず、救急車を待たなければならないこととなります。

先日の新聞で、徳島市で市内4カ所のコンビニエンスストアにAEDが設置されたという記事を見ました。

そこで、②AEDのコンビニ設置に対するお考えをお伺いいたします。

以上で、私の第1回目の質問を終わります。明解なるご答弁をどうぞよろしくお願いいたします。

○市長（北村新司君）

個人質問 12、公明党服部雅恵議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項 1. 子育て支援について答弁いたします。

(1) ①、②につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

本年2月1日現在の保育園待機児童数につきましては、個人質問 1、加藤弘議員に答弁したとおり、八街保育園が17人、実住保育園が17人、朝陽保育園が21人、交連保育園が3人、二州第一保育園が3人、二州第二保育園が2人、生活クラブ風の村保育園八街が7人、合計で70人となっております。

また、クラス年齢別に申し上げますと、ゼロ歳児クラスが22人、1歳児クラスが26人、2歳児クラスが12人、3歳児クラスが9人、4歳児クラスが1人、5歳児クラスがゼロ人となっております。

なお、社会福祉法人開拓が平成25年4月に開設を予定している（仮称）開拓保育園につ

きましては、県の認可も必要となることから、現在、県と協議を重ねているところであり、施設の規模や保育内容などについては決定しておりませんが、開設予定地は八街市八街に66番4ほか4筆、敷地面積は4千249平方メートル、定員はゼロ歳児クラスが6人、1歳児クラスが12人、2歳児クラスが12人、3歳児クラスが12人、4歳児クラスが12人、5歳児クラスが12人、合計で66人を予定しております。

次に③ですが、保育園の運営につきましては、八街市行財政改革プランに登載しており、平成24年度から平成26年度にかけて検討することとなっておりますが、国においては幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ、幼保一体化施設「総合こども園」の創設を柱とする新たな子育て施策「子ども・子育て新システム」が検討されていることから、これらを踏まえて検討することとなっております。

しかしながら、「子ども・子育て新システム」が、いまだ確定しておらず、現段階では国からの詳しい説明もないことから、引き続き国の動向に注視してまいりたいと存じます。

次に(2)①、②、③につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

児童虐待につきましては、現在、家庭児童相談室において、さまざまな虐待の通告や相談を受けているところでございます。

過去3年間、家庭児童相談室において新たに受理した通告・相談件数のうち、虐待に関わるものにつきましては、平成20年度48件、平成21年度57件、平成22年度44件、本年1月末現在41件となっております。

本市では、児童虐待への対応として、児童相談所はもとより、警察、保健所、民生委員・児童委員協議会及び市役所の関係部署等関係機関と連携を図りながら、対応しているところでございます。

また、虐待の掌握につきましては、地域の皆様や学校等からの通告や相談により行っていることから、地域の皆様が児童虐待対策に意識を向けるよう、市のホームページや広報等により、通告先だけでなく、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに通告する義務があること、通告者の秘密は守られること、通告が子どもや保護者への支援につながることを周知しているところでございます。

なお、虐待は育児に関する悩みを抱えているが、相談できなかつたり、生活上のストレス、日常的な注意やしつけがエスカレートして、虐待をしてしまうなど、どこの家庭でも起こり得ることとされております。

今後も、一時保育事業や子育て支援センター等を充実させ、子育てからくる疲れや不安の解消を図り、児童虐待の防止に努めてまいりたいと考えております。

次に、質問事項2. 高齢者問題について答弁いたします。

(1)①、②につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

高齢者で買い物を必要とする方については、ホームヘルパーによる介護保険サービス等が利用されているところですが、介護度などにより、対象とならない場合は、社会福祉協議会による在宅有償サービス「ほほえみ」事業などを紹介しております。

在宅有償サービスは、買い物、食事の支度、外出の付き添い、洗濯、話し相手などのサービスを市内在住で必要な研修を終了した会員の協力により、有償提供するものであります。研修を終了した平成23年度の協力会員は37名おり、4月から12月末までの延べ利用人数は、1千183人、延べ利用時間は1千489時間です。そのうち、買い物サービスを利用した方は、平成21年度は延べ時間で240時間、平成22年度は、延べ223時間、平成23年度12月末現在、107時間であり、活動時間全体の7パーセントほどを占めています。

今後も、介護や障がいの福祉サービスを補う形で、社会福祉協議会などと連携を図りながら、状況に応じたサービスが提供できるよう努めてまいりたいと考えております

次に、質問事項3. 活気あふれる街づくりについて答弁いたします。

(1) ①ですが、八街市推奨の店「ぼっち」の利用状況ですが、平成23年度につきましては、12月末現在の売上で申し上げますと、月平均で約137万円で、お客様の来店者数が月平均1千805人でした。前年度と比較いたしまして、売上で約4.8パーセントの減、来店者数で5.1パーセントの減となっております。

減少の原因といたしましては、震災の影響があったことや、野菜の価格が値上がりしたことが原因と思われます。

また、今年度で、ふるさと雇用再生特別基金事業による委託が終了いたしますが、委託先である八街駅南口商店街振興組合において、引き続き運営をしていただけることになっております。そこで、来年度には新たな取り組みとして、インターネット上に「ぼっち」の店舗の開設を委託し、市内で生産・加工された商品を広く紹介することにより、「ぼっち」の支援とともに、商業の活性化を囲ってまいりたいと考えております。

次に②ですが、八街駅前の活性化につきましては、これまで「八街TMO構想」に基づき、各種事業を地元商店会及び八街商工会議所と連携し、取り組んできたところであり、具体的な事業といたしましては、八街駅南口の空き店舗を活用した「ギャラリー悠友」や「ぼっち」を開設することにより、駅前の賑わいを創出してまいりました。

今後の計画につきましては、本年度、新たに八街駅周辺の活性化を図るため「八街駅周辺地域活性化協議会」を立ち上げたところであります。今年度の協議会では、八街駅北口にある公共核施設用地を有効利用し、商業の活性化を図ることを目的とし、朝市などを開催することを検討しているところであり、今後、具体的に話が進められるよう、市内部において調整しているところであります。

次に、質問事項4. 健康問題について答弁いたします。

(1) ①、②につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

自動体外式除細動器、いわゆるAEDは、突然に心臓が停止するなどの救急傷病者が発生した場合に、救命措置ができる医療機器としまして、いろいろな施設に設置が進み、現在は市役所や教育施設等で50基が設置されております。

また、消防署の調査によりますと、市内のコンビニ店につきましては設置されてございま

せんが、ジャスコ八街店、八街商工会議所など、市民の方が多く集まる商業施設にも設置されており、これらの情報をもとに、地域ささえあいマップ事業として、市内の公共施設や介護施設とあわせ、AED設置場所を表示したマップを作成し、高齢者や福祉関係者の方々に配布できるよう進めているところでございます。

○服部雅恵君

ご答弁、誠にありがとうございました。それでは、自席にて何点か、ご質問させていただきます。

まず、保育園についてですが、ゼロ歳、1歳の待機児童が多く、開拓保育園の定員では、ゼロ歳6名ということで、とても補い切れないのではという気がいたしておりますが、また、ほかの保育園の定員の見直し等のお考えとかはありますでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

待機児童の問題につきましては、やはり全国的にそうなんですけれども、ゼロ歳児、1歳児、2歳児、それがほとんど待機児童の80パーセント以上を占めているということで、本市におきましても、先ほど市長が答弁したとおり、2月1日現在で待機児童70名中、ゼロ歳、1歳、2歳が60名ということで、約86パーセントぐらいを占めているということで、このゼロ歳児から2歳児の待機児童をどうやって解消するかというのが命題でございます。現実的に平成25年4月を目途に開拓ということで、定員66名、ゼロ歳児が6名、1歳児が12名、2歳児が12名、計30名ということなんですけれども、単純にいても、これだけでは、ゼロ歳児から2歳児までの待機児童の解消にならないということは、当然、私どもの方も認識しておるところです。

それで、既存の保育園の定員を増やせないかというような趣旨かと思えますけれども、基本的に今までも待機児童の解消にあたりましては、第一義的には認可保育園を増やして保育の定員を増やすということなんですけれども、それに至らない前段階において、保育定員弾力化を図っていくということで、平成23年度、交進保育園、二州第一保育園、第二保育園、そこに臨時保育士の方を1名増員しまして、合計、マックスで12名、いわゆる保育定員弾力化を図ったところでございます。

この保育定員の弾力化につきましては、数年前から行ってございまして、現実的に朝陽保育園なんかは、定員が160名に対して2月1日現在、185名を受け入れております。要するに保育定員の弾力化を図るには、やはり保育士の配置基準がございまして、まず、それをクリアするということと保育の面積をクリアする、この2つがクリアできない限り、弾力化は図れないということになりますので、今後、今の既存の公立保育園の定員を増やす、弾力化を図るということになりますと、やはり面積的にかなり厳しいものがございまして、それに加えて、ここ1、2年、保育士を確保するのが、かなり厳しくなりました、この4月からも大変、担当の方は確保に苦慮しているところでございます。その観点から、やはり既存の公立保育園の定員等を増やすのではなく、昨日も答弁したんですけれども、今、認定保育園制度がございまして、今の八街市内の幼稚園、特に公立以外の私立の幼稚園につきましては、

かなり定員割れが進んでおりまして、そちらの既存の幼稚園の活用を図り、例えば2歳児までを受け入れていただきたい。それにあたっては、保育士の確保、それから調理室の確保等がございます。その辺について、きちんとした財政支援が行えれば、私立幼稚園の方も検討いただけるんじゃないかと考えておりますが、その辺の詳細の検討についても、今後していきたいと。

それから、各地で認可外の保育園に対します財政的支援を行うことによりまして、このゼロ歳児、1歳児、2歳児を受け入れていただくと。そのような方向もございます。その辺を総合的に検討して、例えば認可保育園を増やし続けるということになりますと、人口推計等々、子どもが少なくなってくるので、当然、今、公立の保育園の整備に対しては国の補助金は全く付きません。そうしますと、私立の保育園を増やすしかないんですけども、そうしたとしても、市の負担は残りますので、財政的負担は増え続けるということは、今の財政状況からして、かなり厳しいものがございますので、これ以上、認可保育園を増やし続けるということは、現実的には選択はかなり難しいんじゃないかということで、既存の幼稚園の活用等を図りながら、総合的にいろいろと検討しながら待機児童の解消を模索していきたいと、そういうふうにご考えておるところでございます。

○服部雅恵君

ありがとうございます。私も次に質問しようと思っておりましたが、本当に加藤議員の質問のご答弁の中でも、幼稚園の空き状況が全体で20.5パーセントということもありまして、やはりその辺がうまく利用できないかなという思いはしておりました。

私が視察に行きました日置市のように、保育所あり方検討委員会というような形のもを設置していただきまして、市民のニーズに応えられるよう、八街としての対応を検討していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、児童虐待についてですが、埼玉県川越市では、子育て支援課内に児童虐待防止SOSセンターというのを開設され、フリーダイヤルによる相談事業を始めたと同っております。八街市としては、電話でのご相談というのは、どのような状況なんでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

私どもの児童虐待については、やはり児童家庭課内に家庭相談室、きちんとした相談室ではないんですけども、児童家庭課内に2人、専門員がいます、そこでいろいろと通報なり、電話相談を受けておるんですけども、具体的な件数については、電話の相談件数、細かいことまで出ておりますので、総体的には先ほど言ったとおり、虐待については平成22年度が44件、平成23年度が1月末現在で41件ということで、その電話とか、直接お見えになるとか、そういう区分が手元に資料がございませんので、後ほど答えたいと思いません。

○服部雅恵君

ほかのところでは、24時間電話受付というところもありますが、そこまでのニーズがないということでもよろしいのでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

現時点においては、24時間、365日までは需要はないんじゃないかというように考えておりますが、その電話の設置につきましては、今、担当の児童家庭課と協議中で、設置については10万円以下でできるんですけども、昼間、例えば2人しか専門員がいませんので、その方が相談に行くとかになりますと、いなくなってしまうので、その辺の対応を直接に電話があっても、その対応が2人の方ができるかどうか等についても、今、検討しているところでございますので、その辺、対応策がきちんとできれば、専用の電話は設置していけるように、今、協議をしているところでございます。

○服部雅恵君

ありがとうございます。虐待について、乳幼児への虐待を防ぐ対策として、長崎県では出産直後の全産婦を対象に、産後うつなどを統一質問票でチェックするという事業を始めたとのこと。八街市でも同様な取り組みはあるのでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

お答えいたします。虐待に至る前に気になるレベルで、適切な支援が必要ということで、特にお子さんを産んでから、育児不安の防止とか、育児の個立化を防ぐために、私どもで母子保健法及び児童福祉法による全戸訪問、訪問指導を行っております。そのときに、いろいろと保健師、助産師等がお母さん方に対しまして、いろんな質問をして、そういうものの集計をして支援につなげているというのが現状でございます。

○服部雅恵君

また、ほかのところでは、例えば宅配業者とか、郵便業者、コンビニエンスストアに児童虐待が疑われるケースを通報してもらう事業をスタートしているところもあるそうです。我が市におきましても、地域全体で見守り、虐待防止に向けて、これからも積極的な対応をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、買い物弱者についてご質問いたします。

先ほど、有償ボランティアということがありましたが、その周知はどのようになされているのか、お伺いいたします。

○市民部長（加藤多久美君）

その辺については社会福祉協議会の事業ということで、今年度においてはホームページとか、広報やちまたでは、直接的にはやっておりますけれども、周知を図るということは非常に大切なことですので、今後とも社会福祉協議会の対応とか、それに限らず、広報やちまたとか、私どものホームページ上でも積極的に載せていく方向で検討したいと考えております。

○服部雅恵君

先ほど件数がありましたが、延べ人数ということで、1人の方が何回も利用されている件数もあると思います。本当にもっとそれが周知されれば、もっと利用できる方もいらっしゃるのかと思いますので、その辺もよろしく願いしたいと思います。

あと、活気あふれる街づくりということで、買い物弱者、これは高齢者問題にも両方に関わってくるんですが、現在、買い物バスとか、デマンド交通、宅配サービスなど、行政のいろんな支援をしているところが全国的にあります。この買い物弱者に対する八街市としてのこれからのご計画はありますでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

活気あふれる街づくりということのご質問でございますので、私の方からご答弁させていただきます。

この高齢者が今後、高齢化が進みまして、やはり買い物に出られない方が増えているということは、当然予想されます。そこで、現在、八街市推奨の店、ぼっちが八街駅の南側にあるわけですが、南側市街地にありますスーパーの跡地で、本年10月からスーパーが再開するという予定も出ております。そのような形になりますと、現在運営しております、ぼっちについても、当然利用者、あるいは売上金額等も減少することは大いに予想されます。それで、私どもの方といたしましても、この推奨の店、ぼっちを長く運営していただきたいという形で、新年度からインターネット販売等を始めるということで、新しい手法のものを取り入れていこうということで考えておりますので、その中の一環として、買い物弱者への商品の配送ということができのかどうかを早急に検討させていただきたいと。また、問題点等があれば、これは関係課で協議をさせていただきたいというふうに考えております。

○服部雅恵君

ありがとうございます。インターネットといいますと、ご高齢の方にはなかなか難しい問題でもあると思いますので、本当に簡単にご高齢者も買い物ができるような、そんなことを考えていただければと思います。

最後にAEDですが、50カ所設置されているということでしたが、使用された例というのはどのようになっているのでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

AEDの使用状況ということで、消防組合の方に確認をしたところ、平成20年から年を追ってご説明を申し上げますと、平成20年では消防機関、これは消防機関といいますから消防車によるものだと思いますが、八街で7件。それから、市民が利用されたということは報告はありません。それから、平成21年度においては、消防機関において6件、平成21年についても市民の利用はございません。それから、平成22年でございますが、消防機関で使用された件数が6件、それから市民が使用された件数ということで1件確認しております。これにつきましては、八街東小学校に設置をされているAEDを使用したということでございます。それから、平成23年でございますが、消防機関で使用されたのが5件、それから市民が使用されたものが1件ということで、これも学校施設、八街中学校に設置をされているAEDを使用したものだということの報告を受けております。

○服部雅恵君

なかなか市民の使用となると、やはり戸惑うところもあるかと思います。私も先日、救急

+

救命の講習を受けさせていただきましたが、その辺も本当にみんなが受けて、いつでも使えるという、そういう街にしてみたいと思います。

先ほど言いましたコンビニ設置、24時間ということで、その辺もこれからご検討いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鯨井眞佐子君）

以上で、公明党、服部雅恵議員の個人質問を終了します。

この定例会に通告されました一般質問はすべて終了いたしました。

日程第2、休会の件を議題とします。

明日25日から27日は、休日及び議事都合のため休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鯨井眞佐子君）

ご異議なしと認めます。

25日から27日は、休会することに決定しました。

本日の日程は、すべて終了しました。

本日の会議は、これで終了します。

2月28日は、午前10時から本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

長時間、ご苦勞さまでした。

（散会 午後 3時01分）

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問
2. 休会の件

+

+

+

+

+

+

+

+

+

+